

官報

昭和五十七年八月十八日

第九十六回 衆議院会議録 第三十三号

昭和五十七年八月十八日(水曜日)

議事日程 第三十七号

昭和五十七年八月十八日

午後二時開議

- 第一 厚生省設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)
- 第二 民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第三 行政書士法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)
- 第四 公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院提出、第九十五回国会参法第一号)

○本日の会議に付した案件

- 鈴木内閣不信任決議案(竹入義勝君外三名提出)
日程第一 厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第二 民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
日程第三 行政書士法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)
日程第四 公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院提出、第九十五回国会参法第一号)
(参議院提出、第九十五回国会参法第一号)
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)
国家公安委員会委員任命につき同意を求めるの件

電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件

午後二時三十分開議
○議長(福田一君) これより会議を開きます。

○小里貞利君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、竹入義勝君外三名提出、鈴木内閣不信任決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略して、この際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。(退場する者あり)
○議長(福田一君) 小里貞利君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

鈴木内閣不信任決議案(竹入義勝君外三名提出)

○議長(福田一君) 鈴木内閣不信任決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。竹入義勝君。

鈴木内閣不信任決議案

〔本号末尾に掲載〕

〔竹入義勝君登壇〕

○竹入義勝君 私は、公明党・国民会議及び日本共産党を代表し、ただいま議題となりました鈴木内閣不信任決議案の趣旨説明をいたします。

(拍手)

まず、決議案文を朗読いたします。

本院は、鈴木内閣を信任せず。

右決議する。

〔拍手〕

私は、本年一月、鈴木総理の施政方針演説に対し代表質問を行い、特に政治の浄化、政治倫理の確立を要求し、総理みずから執念を燃やしている参議院全国区拘束名簿式比例代表制導入の違憲性、党利党略的立法の不当性を指摘し、重大な警告をいたしました。

また、米国の軍勢力肩がわりをわが国に求める

防衛力増強の道をとることに断固反対し、GNPに対する軍事支出の比率を現在以上高めるよりは、発展途上国を初め、近隣諸国に対し政府開発援助の増大、技術協力、市場開放、その他平和的手段で貢献できる分野に日本は格段の努力をし、平和な国際環境を構築することを内閣の方針として内外に表明すべきである。厳しい財政事情の中で防衛予算の伸び率を突出させることが軍事力増強路線を強く印象づけ、国民に不安と政治に対する不信感を高めている。五六中策の実施等により、政府方針としてきた防衛費のGNP一%以内とする歯どめを突破することははや時間の問題である。したがって、一般会計の伸び率を超える部分については、政府がみずから削減すること強く要求したのであります。

一方、政府の経済見通しの甘さと経済運営の無策を指摘し、とりわけ個人消費の喚起と財政負担の公平化が、内需拡大による景気回復と行財政改革による財政再建を同時に遂行する基本的要件であることから、所得税、住民税を合わせて一兆円規模となる減税実施の英断を強く総理に求めたのであります。しかしながら、国民世論を背景にわれわれが誠意を尽くしたこれらの要求は、ことごとく退けられたのであります。

こうした中で、参議院全国区拘束名簿式比例代表制導入の公選法改正案の成立を目的として、政府・自民党が九十四日間の長期異例の会期延長を行い、社会党が政治倫理確立など重要課題よりも参議院全国区制改善を党略的立場から優先させ、同法案のため結果として自民党に手をかしたことは、国民周知のことです。(拍手)野党第一党の責任は一体いずれに行っていましたのか、まことに理解に苦しむところでもあります。

しかも、この間、三公社五現業労働者賃上げ仲裁裁定議決案件も審議に至らず、人事院勧告の完全実施も予測しがたい状況となっており、であります。のみならず、防衛力増強路線、教科書改ざん問題、総理、閣僚の増田神社への公式参拝等が、自民党の改憲図策とともに着々と右傾化路線の構築が進められております。

以下、鈴木内閣を信任しない理由について具体

昭和五十七年八月十八日 衆議院會議録第三十三号 鈴木内閣不信任決議案

的に述べたものであります。

第一に、今国会の最重要課題の一つは、六・八判決が改めて提起したロッキード疑獄の真相解明と構造汚職の根絶など、政治倫理の確立であります。にもかかわらず、鈴木内閣は、証人喚問、佐藤孝行議員辞職勧告決議の実現などに對し、その真相解明を恐れ、きわめて消極的姿勢に終始して国民の期待を裏切ったことであります。

御存じのとおり、ロッキード判決は、政治家二被告に対する検察側の起訴事実を全面的に認め、金銭の授受、請託の存在とともに、ロッキード資金の賄賂性を明確にし、有罪判決を下しました。確かに、六・八判決は、政治家二被告に對する判決であります。しかしながら、その持つ意味は、政治に携わる者すべてに強烈な反省を促しました。

鈴木総理、あなたは政権政党の総裁として、この判決を最も真摯に受けとめなければならぬ立場にあることは言うまでもありません。

鈴木総理、あなたは就任直後の所信表明演説で、政治倫理の確立と綱紀の肅正を公約されながら、その後、この公約実行のために何ら前向きな姿勢を示してこれなかったではありませんか。国民の多くは、これまであなたの後ろ向き姿勢に失望しつつも、今度こそはと期待をつないだのは当然であります。

ところが、鈴木総理は、今回もまた国民の切なる要望と期待を完全に裏切ったのであります。すなわち、真相究明のための証人喚問を回避するために、議院証言法の改正というハードルを設けた上、この議院証言法改正を阻むため、われわれがとつて認めることのできない国政調査権や国民の知る権利を制約する改悪案を新たに持ち出し、時間切れを待つて意圖的に改悪作業をおくられたのであります。

こうした過程の中で、野党が一致して提出した佐藤孝行議員の辞職勧告決議案さえも葬り去ろうとしていた意圖さえ見えるのであります。発言とはうらはらに、証人喚問についてきわめて消極的態度をとり続けた鈴木総理の姿勢は、国民に背を向けた許しがたいロッキード隠しそのものであ

り、断じてこれを容認することはできないのであります。(拍手)これはまさに政治倫理確立の公約に真つ向から違反するものであります。

第二は、経済、財政運営に失敗し、多大な歳入欠陥を生じさせ、増税なき財政再建、五十九年度赤字国債ゼロの公約を事実上不可能に陥れていることであります。この鈴木内閣の責任は重大であります。

昭和五十六年度の歳入欠陥は二兆五千億円の巨額に上りました。本年度の税収不足もそれを上回ることは必至の情勢であり、もはや五十九年度赤字国債発行ゼロは画餅に帰したのであります。

財政再建の名のもとに福祉を後退させ、社会保障負担の増大など、国民大衆にその負担を押しつけ、国民生活に多くの犠牲を強いる一方、内需拡大に對しては何ら政策努力をせず、いまだ財政再建のめどすらつかない鈴木内閣には、財政再建を論ずる資格さえないと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

第三は、国民的要求である大幅所得減税を拒否し、消費不況に對する対策を何ら講ぜず、不況を長引かせ、いたずらに国民の不安を増大させ、しかも課税の不公平を拡大させていることであります。

政府は、五十六年度当初において、内需主導の景気回復を公約し、実質経済成長率五・三％の達成を掲げたのであります。われわれは、こうした見通しが全くの希望的観測であることを指摘し、内需主導の回復を実現するには大幅所得減税を断行し、消費不況を打開するよう鈴木総理の英断を訴えたのであります。

ところが、鈴木内閣は、われわれの主張に耳を傾けるどころか、昨年五月には景気底離れ宣言をし、みずからその見通しの甘さを示したのであります。果たして五十六年度の実質経済成長率は二・七％にとどまり、不況は一層深刻化の様相を呈しつつあることは周知のとおりであります。

歳入欠陥は、不況の長期化によってもたらされたものであることは言うまでもありません。五十六年度にこのような失敗をしながら鈴木内閣は、五十七年度も国民的要求である大幅所得減税を再び

拒否する硬直的態度を繰り返し、とりわけ勤労大衆の実質増税による増収を図ったのであります。

景気の停滞はいまや看過できない状態にあり、中小企業の倒産は増加の一途をたどり、雇用情勢も一層厳しさを増しております。大幅所得減税を拒否し、不況を長期化させている鈴木内閣の政治責任を国民にかわって糾弾するものであります。(拍手)

さらに鈴木内閣は、公選法改悪法案の成立に狂奔し、延長国会の重要な課題である仲裁裁定と人事院勧告の完全実施について今国会の議決を見送ってしまったのであります。このような行為は、現行法で保障されている労働者の権利に對する侵害であり、断じて容認できるものではありません。(拍手)

第四は、教科書検定問題、防衛力増強政策、靖国神社の事実上の公式参拝問題などに見られる鈴木内閣の目に余る右傾化であります。

中国、韓国を初めとする東南アジア諸国から厳しい批判にさらされている教科書検定問題は、歴史的事実を歪曲し、かつての軍国主義の侵略行為を正当化しようとするものと言わざるを得ません。(拍手)平和憲法のもとにあってわが国は、過去の過ちは過ちとして、事実を事実として認め、その反省の上に立って世界平和に寄与すべきであり、同時にそれを後代に正確に引き継いでいくことが世界各國の信頼と友好を確立する道であります。

また、防衛予算の異常突出に見られる防衛力増強政策は、いまや看過できないところまで来てい

ると言わざるを得ません。総理は、再三にわたつて、わが国は平和憲法のもと軍事大国にはならないと表明しております。しかしながら、厳しい財政状況の中にあつて防衛予算を聖域化し、防衛費のGNP一％枠さえも形骸化しようとする態度は、防衛力増強政策以外の何物でもなく、この延長線上では憲法第九条の改悪と直結していると考えざるを得ません。

また、鈴木内閣は、終戦記念日である去る八月十五日、私人の資格を実質的に否定した事実上の

靖国神社への公式参拝を行ったのであります。このような行為は、昭和五十五年十一月、政府みずから憲法第二十條第三項との関係で問題があるとした統一見解をなし崩しに、憲法の精神をじゅうりんとするものであり、教科書検定問題、防衛力増強政策と並んで絶対に容認できるものではありません。(拍手)

第五は、主権を持つ国民の被選挙権、参政権を不当に制約する憲法違反、反民主主義的な公選法改悪を党利党略的発想と多数の論理によって強引に成立を図ろうとしていることであります。

参議院全国区に拘束名簿式比例代表制を導入しようとする自民党の公選法改正案は、個人の立候補を不可能にし、有権者と候補者の直接的結びつきを否定するばかりではなく、参議院の機能を失わしめ、憲法で規定された二院制そのものを実質的に否定するものであり、憲法上重大な疑義が存在することは、かねてより指摘したとおりであります。われわれは、このような改正案を断じて認めることはできません。

総理、あなたは、就任の際、選挙制度は各党の大枠の一致が必要と発言されました。選挙制度は、主権在民の民主主義の原則を具体的に保障する制度であり、憲法に次ぐ重要な法律であります。したがって、総理就任当時の見識は、けだし当然なのであります。にもかかわらず、九十四日間という異常な大幅会期延長を行った上、参議院における委員会での強行採決を初め、全く不正常な形でこのような憲法上疑義のある改正案の強引な成立を図ろうとしている態度は、国民主権をじゅうりんとするものと断ぜざるを得ず、その暴挙は絶対に認めることはできないのであります。(拍手)

以上、何点かにわたつて明確に指摘したとおり、鈴木内閣の負うべき責任はきわめて重大であります。鈴木内閣は、その責任を明らかにするために、みずから進退を決し、総辞職することが当然と考えるのであります。(拍手)

同僚諸君の御賛成を願ひ、鈴木内閣不信任決議案の提案理由の説明を終わります。(拍手)

案の提案理由の説明を終わります。(拍手)

○議長(福田一君) 討論の通告があります。順次これを許します。谷川和穂君。

〔谷川和穂君登壇〕

○谷川和穂君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました鈴木内閣不信任決議案に対し、断固反対の討論を行わんとするのであります。

そもそも内閣に対する不信任案は、実際に政権を担当する能力と気魄に満ちた政党が、内閣に著しい失敗のある場合に提案し、これが可決せられれば、みずからもって政権を担当する用意と決意のもとに行われて初めて意義あると考えるのであります。(発言する者あり)

しかるに、今回の不信任案は、平素全く政治路線において相反する公明、共産両党共同提案のものであつて、ごらんください、他の野党の賛同すら得られない、不信任案賛成者は、これを合わせても五十九名という内閣不信任案であります。(発言する者あり)

そもそも今国会の会期がこれほど長期に会期延長を見たのは、参議院の全国区制の改正にあつたことは国民すべての知るところであり、衆議院に付託されてからすでに四十三時間を越える委員会審議を経て採決され、本会議に上程されようとしてゐるのであつて、国会の国政審議権に基づく議員立法の内容に反対だとして内閣を不信任する、という今回の公明、共産両党の不信任案提出は、まことに理解に苦しむものと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

政治倫理の確立と綱紀の肅正、特に公正で金のかからない選挙制度の実現は、常にわが自由民主党内閣の目指してきたところであります。

全国区制の改正は、恐らく戦後選挙制度改革の最大のものと存しますが、これを機に選挙運動の規制、選挙の公営化の拡大等、実効ある選挙改革を築き上げ、その中で政治の浄化、選挙の公営化を目指していくことこそ、まことに重要な課題であると考えざるを得ないのであります。

わが党のまともな上野の証言法の改正案について申せば、証人や補佐人の人権を守りながら国会の権威を高めようとするものであり、すでに本院

院において議会制度協議会に提出され、本国会の会期中、幾たびかの審議を経て議長の手元に報告されたのであります。

司法に属する進行中の裁判は、裁判所の公正な判断に任せるとともに、国会における証言の制度は、国会審議の過程において必要とする真実を求める行為であるがゆゑに、与野党が十分話し合つて、今後の議会制度のあり方等から考えてみましても、いたずらに内閣に責任を転嫁するなど、まさに議会制度の本質を外れた議論と言わなければならぬと思ふのであります。(拍手)

提案理由の第二は、鈴木内閣の財政経済運営についてであります。

まさにわが国は、いま国債の発行残高九十三兆円を抱え、財政再建の正念場に立ち至つてゐることは間違いない事実であります。しかしながら、昭和四十八年以降のオイルショックの後の世界一安定した日本経済は、まさにこの財政の出動があつたからこそ実現し得たものであり、国民の勤勉さ、世界一を誇る貯蓄性、生産性の向上によつて初めて可能な政策でありましたが、わが国経済が二度の石油ショックにもめげず、しかも、物価を抑制しつつ、世界の総生産の十分の一を上上げる国家へ成長したことを見れば、私は、わが党政府によるこの財政政策は、断じて間違つてゐなかつたと確信するものであります。(拍手)

引き続いて、今後わが国が迎える高齢化社会、二十一世紀の、あすの明るい日本を考へて、二度の石油ショックがようやく安定しかつたこの機をとらえて、一気に財政の再建を圖れという国民的コンセンサスに基づき打ち出された政策が財政再建の政策であるのであります。

第三の理由として、所得税減税を行なかつたことをもつて、景気の停滞と不況の原因と断定してゐるのであります。現在の国民所得に対する租税負担プラス社会保障負担比率は、欧米先進国と比較してなお比較的低位にあり、国民の公的負担を維持しながら将来の活力ある福祉国家を創造していくことは、これからのわが国の政治課題であります。減税について言えば、こうした将来

の日本の姿を描きながら、現在、衆議院大蔵委員会の熱心に議論がなされてゐるところであります。

景気対策について言えば、上期七七・三％の公共事業を執行、続いて下期について、財政金融政策を機動的に展開して民間活力の再生を圖り、景気を浮揚させるという内閣の基本姿勢は、すでに公にされておるのであります。

このたび提案された不信任決議案の内容は、いままでの経緯に触れず、しかも今後の経済運営にこそを来し、かつ、経済の活力をそぐ結果に陥るのであるものが含まれてゐると存じ、断じて賛成しがたいのであります。

第四は、教科書問題であります。

わが国が歴史的、地理的に深い関係を有する近隣諸国と今後とも平和を分かち合ひ、友好のきずなを確かめつつ繁栄し合つていくことは当然のことと考へるのであります。こうした観点に立つて、これらの国々の誤解を解き、批判された点については率直に反省すべきことは当然であります。(発言する者あり)

故大平総理が日中友好の橋のこをうたい、続いて鈴木総理が、アジア諸国の大公使を通じて、アジアの声をサミットへまで反映しようと努力されたアジア重視の姿勢、ペルサイユ・サミットの帰途、ハワイにおいて行われたアジアの連帯と協調の演説の中のテーゼ、これから推して、鈴木総理が、アジアの一員としての日本、アジアとともに繁栄する日本を念頭に置いて政治を担当しておられることを私は毫も疑いません。(拍手)

今回の教科書問題は、現内閣のこの姿勢にみじも揺るぎがない限り、必ず近隣諸国の理解を得て、解決の日が決して遠くはないと確信いたしますのであります。

防衛力の強化や靖国神社参拝をもつて右傾化と断じておられますが、自由と民主主義の政治体制のもと、日本民族が毅然としてみずから歩む道を決めることがどうして右傾化なのか、私にはどうしても理解できないのであります。(発言する者あり)

第五の仲裁裁定、人事院勧告の完全実施について

てであります。本問題の解決は、今後とも十分話し合いが行われる問題でありまして、関係の委員会などを中心に現に本日も熱心な議論が続けられてゐるではありませんか。

この問題に関連して申せば、国の財政を再建しようという大命題を掲げ、先般、米価問題の解決で農民に大きな負担をお願いいたしました。すべて公務員は全体の奉仕者であることにかんがみれば、公務員諸君にも苦しみ分ち合はうということ率直に訴へるべきであるという議論があつて少しも不思議ではなく、このことは国会において討論すべき課題であり、内閣不信任の理由としては正鵠を得ない議論と存するのであります。

以上のごとき、本内閣不信任案を検討してまいりますと、本案はまことに理にかなわぬ、党利党略、矛盾撞着の決議案と断せざるを得ません。(拍手)圧倒的多数をもつて直ちに否決されるのが至当と考え、本不信任案に断固反対の理由を申し述べて、私の討論を終ります。(拍手)

○議長(福田一君) 金子清広君。

〔金子清広君登壇〕

○金子清広君 私は、日本共産党を代表して、鈴木内閣不信任決議案に対し、賛成の討論を行います。(拍手)

言うまでもないことでありますが、いまわが国政治に課せられてゐる最大の責務は、金権腐敗政治の徹底的な究明であり、核戦争の阻止と軍縮、国民生活の安定と日本経済の危機の打開であります。

しかるに、発足以来二年、鈴木政治の実態は、この責務にことごとく背を向け、世紀の疑獄ロッキード事件の真相の隠蔽であり、党利党略に基づく公職選挙法の改悪の強行であり、そしてレーガン戦略に直結した空前の大軍拡、そして国家財政を破局に導く恐れべき歳入の欠陥であります。すでにわが党は、この六月二十一日、本院における瀬長副委員長の質問で鈴木内閣の退陣を要求しましたが、いまやこの悪政に対する国民の怒りは、世論調査の結果によつても支持率わずかに三〇％、国民はすでに鈴木内閣に対する不信任を表明してゐるのであります。(拍手)

九五六

上げます。

本案の主な内容は、老人保健対策を総合的に推進するため、公費衛生局に老人保健部を設置するとともに、医務局長を廃止しようとするものであります。

本案は、二月十日本委員会に付託され、八月十日森下厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、質

疑に入り、これを終了し、採決いたしましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(福田一君) 日程第二、民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長羽田野忠文君。

民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔羽田野忠文君登壇〕

○羽田野忠文君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、民事訴訟手続等の適正、円滑な進行を図るため、民事訴訟法等の一部を改正しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、送達を受けるべき者の住所、居所等が知れないとき、またはその場所において送達をするにつき支障があるときは、送達は、これを受け

るべき者の就業場所においてもすることができるようとする。

第二に、訴訟が裁判によらずに完結した場合においては、原則として、証人調査等の作成を省略することができるようとする。

第三に、判決書の事実摘示欄中に証拠に関する事項を記載するには、訴訟記録中の証拠の標目を引用することができるようとする。

第四に、証人の不出頭に対する制裁としての過料及び罰金等民事訴訟法及び民事調停法中の過料及び罰金の多額を相当額に改定すること等であります。

本案は、参議院先議に係るもので、五月十四日本院に送付されたものであります。

委員会においては、八月三日提案理由の説明を聴取した後、慎重審査を行い、十日質疑を終了し、去る十三日討論に付したところ、日本共産党から反対の意見が述べられ、次いで採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(福田一君) 日程第三は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

日程第三 行政書士法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

○議長(福田一君) 日程第三、行政書士法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。地方行政委員長中山利生君。

行政書士法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔中山利生君登壇〕

○中山利生君 ただいま議題となりました行政書士法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の趣旨及びその内容の概要を御説明申し上げます。

本案は、行政書士制度の実情等にかんがみ、その改善を図り、行政書士業務の適正化に資するため、第一に、行政書士となる資格が付与されることとなる公務員としての行政事務担当期間を二十年以上とすることとしております。

ただし、高等学校を卒業した者等にあつては、その期間を十七年以上とすることとしております。

第二に、行政書士試験を国家試験とするともに、自治大臣は、行政書士試験に関する事務を都道府県知事に委任するものとするほか、行政書士試験に合格した者は、いずれの都道府県においても行政書士となる資格を有するものとするとしております。

第三に、行政書士は、行政書士会に登録されたときに、当然、当該行政書士会の会員となるものとするともに、行政書士が、他の都道府県の区域内に事務所を移転しようとするときは、登録を移転するものとするとしております。

本案は、昨十七日、地方行政委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定いたしましたものであります。何とぞ、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

日程第四 公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院提出、第九十五回国会参法第一号)

○議長(福田一君) 日程第四、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。公職選挙法改正に関する調査特別委員長久野忠治君。

公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔久野忠治君登壇〕

○久野忠治君 ただいま議題となりました参議院提出、公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、公職選挙法改正に関する調査特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、参議院全国選出議員の選挙の現状等にかんがみ、現行の参議院議員の選挙制度を、比例代表選出議員の選挙と選挙区選出議員の選挙からなる参議院議員の選挙制度に改めようとするものであります。

まず、比例代表選出議員の選挙につきましては、第一に、候補者に順位を付して記載した名簿

昭和五十七年八月十八日 衆議院會議録第三十三号 公職選挙法の一部を改正する法律案

九五八

は、五人以上の所属の国会議員を有するか、直近の衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙において、全有効投票の四割以上の得票を得たものであるか、または、十人以上の所属の比例代表選出議員候補者及び選挙区選出議員候補者を有するか、いずれか一つの要件を備えた政党その他の政治団体に限り、届け出ることができるものとしておきます。

第二に、候補者名簿を届け出ようとする政党その他の政治団体は、名簿登載者一人当たり四百万円の額を供託しなければならないものとしておきます。

なお、その他の選挙につきましても、供託金の額を現行の二倍に引き上げることとしたしております。

第三に、投票は、比例代表選出議員の選挙及び選挙区選出議員の選挙ごとに、それぞれ一票を投票するものとし、比例代表選出議員の選挙においては、政党その他の政治団体の名称を記載して行うこととしておきます。

第四に、候補者名簿を届け出た政党その他の政治団体の得票数に比例して、ドント式により、当選人の数を決定し、それぞれの候補者名簿に記載された順位により当選人を定めることとしたしております。

なお、比例代表選出議員に欠員が生じた場合には、その候補者名簿の次順位の者を繰り上げるものとしておきます。

第五に、比例代表選出議員の選挙における選挙運動につきましても、候補者名簿を届け出た政党その他の政治団体が行うものとし、公営による新聞広告、ラジオ及びテレビの政見放送並びに選挙公報による選挙運動を行うものとしておきます。

第六に、候補者名簿を届け出た政党その他の政治団体は、確認団体としての政治活動及び選挙運動を行うことができるものとしておきます。

施行日は公布の日からとし、施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙から適用することといたします。

たしておきます。

以上が比例代表選出議員の選挙制度の概要であります。選挙区選出議員の選挙につきましても、現行の地方区の選挙の例によるものとしておきます。

本法案は、去る七月十六日に参議院から送付され、同月二十七日日本委員会に付託されました。

委員会においては、翌二十八日提出者を代表して参議院議員金丸三郎君から提案理由の説明を聴取した後、従来の定例日にとらわれず、週四回程度の審議を行い、しかも、長時間にわたり委員各位の熱心な質疑が行われました。

さらに、中央公聴会を東京に開き、及び地方公聴会を大阪で開催し、合計十二人に及ぶ学識経験者の公述人等より、それぞれの立場から貴重な意見が述べられ、また、委員各位より公述人等に対し熱心な質疑が行われました。

特に参考人として、いまだかつて国会史上行われたことのない参議院全国区選出議員の出席を願ひ、貴重な体験に基づく意見を聴取し、また、熱心な質疑が行われました。

また、審議の過程におきまして、名簿届け出た政党等の要件の緩和、供託金の軽減と没収規定の緩和、投票方式の改正、議席配分方式の改正、選挙運動の拡充等の諸点について、次のような見解が述べられました。

名簿を届け出ることができる政党等の要件につきましても、二人または三人以上の所属国会議員を有するか、直近の国政選挙で全有効投票の一分または二分以上の得票を得たものであるか、参議院議員選挙で三人または五人以上の候補者を有するものであるかとするように緩和すべきである、また、このような要件を設けず、現行の個人立候補の制度も存置すべきである。

供託金につきましても、名簿登載者一人当たり二百万円または三百万円に軽減する、政党ごとに一定額とする、供託金の没収規定につきましても、当選人の三ないし四倍程度の数の名簿登載者

までは供託金を没収しない、おおむね現行制度にない緩和すべきである。

投票方式につきましても、記号式投票を採用すべきである。

議席配分方式につきましても、修正サン・ラグ式サン・ラグ式、単純比例方式に変更すべきである。選挙運動につきましても、現行の選挙運動の三分の二程度もしくはおおむね現行よりも選挙運動を認めるべきである、また、本法案の公営による選挙運動の二倍程度を認めるよう拡充すべきであるなどの提言や意見の開陳がありました。

最後に、内閣総理大臣に対する質疑を行うなど慎重な審議に徹し、連日わたり賛否両論にわたる討論が行われました。

なお、日本共産党及び新自由クラブ・民主連合から、それぞれ修正案が提出されました。

かくて、昨十七日本案及び本法案に対する両修正案の質疑を終了いたしました。

次いで、本法案及び両修正案を一括して討論を行い、採決いたしましたところ、両修正案はいずれも否決され、本法案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

本法律案はわが国選挙制度上の画期的大改正ともいふべきものであります。

そのことは審議に当たって種々の問題点が指摘されたことによっても明らかであります。よって、理事会の申し合わせにより、次のごとき附帯決議が付されました。

選挙制度の持つ特性にかんがみ、当委員会における審議並びに公述人及び参考人の意見をも反映し、妥当と認められる事項については、速やかに所要の措置をとるものとする。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 討論の通告があります。順次これを許します。小林恒人君。

○小林恒人君登壇

○小林恒人君 日本社会党を代表して、ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案に対し、反対の立場から討論を行います。(拍手)

議会制度は、政党があつて初めて円滑にその機能を発揮することは近代政治のいまや常識であり、その政党は、中の議員個人が入れかわろうと国民に約束した政策は政党が存在する限り永遠に責任を持つわけで、その意味で政党の役割りは大変重要であります。

それゆえに、議会制度の長い歴史を持つヨーロッパ各国では、選挙は政党によって国民の前に政策論争として行われていきます。そこには、政党自体が国民に責任を負う。所属議員がたとえ賄賂事件を起こせば、個人の責任はもとより政党の責任であります。それゆえに、政党自体に自浄作用が生まれ、議会制民主主義を発展させているのであります。

国民と議会を結ぶ選挙は、国民の意思を最大限に反映する鏡でなければなりません。金権選挙の温床ともなり得る個人本位の選挙を政党本位の政策によって国民が選択できる制度に改めることにより、議会制民主主義の発展を期するべきであると考えるのであります。

このことは、昭和四十五年六月二十四日最高裁大法廷は、憲法の定める議会制民主主義は、政党を無視してはとうていその円滑な運用を期待することはできないのであるから、憲法は政党の存在を当然視し、政党は議会制民主主義を支える不可欠の要素である、と同時に、政党は国民の政治意思を形成する最も有力な媒体であるから、政党のあり方いかんは国民として重大な関心事でなければならないと判示して、現行憲法の議会制民主主義のもとにおける政党の役割り、政党政治の重要性を明らかにいたしているものであります。

参議院議員選挙の全国区制については、選挙の都度、候補者の側からは、選挙費用の過重な負担とあわせて過酷な努力を費やし、一方、国民の側からは、政党が示す政策にプラスして候補者個人の政見や人格をより身近に知ろうとしても、現実

は、候補者が多数であるためきわめて困難であり、全国区制発足以来、よりベターな改革を求める世論は参議院議員選挙ごとに高まっており、

しかしながら、全国区制の改正は、憲法が規定する二院制のあり方、議会制民主主義のあり方など、選挙制度の根本に関するものであり、単に一政党や候補者個人の事情のみで判断すべきものではありません。護憲を党是とする日本社会党は、憲法を最大限に尊重しつつ、なお議会制民主主義のより大きな発展を求めるため、かねてから改革の方策を模索してまいりました。すでに六年前、拘束名簿式比例代表制の導入を提唱し、各党の動向を注視してまいりましたのであります。

しかるに自民党は、第九十四回通常国会に参議院全国区制度の改正案を提出し、秋の九十五回臨時国会に再提出、継続審議となつておりました。今国会ではその成立を図ろうとしておりました。今国会では、本来、選挙制度の基本的な仕組みを改正するに当たっては、他党の十分な理解を求めることは当然であります。緊急を要する重要な問題であり、野党第一党として、わが党は従来の主張を法的に具体化し、社会党独自の改革案を提出したのであります。(拍手)拘束名簿式比例代表制を基本としつつも、自由民主党案との相違点はきわめて明確であります。

こうした視点から、自民党提案の公職選挙法の一部を改正する法律案に反対する幾つかの点について指摘しなければなりません。

その第一は、名簿登載者たる候補者の選挙運動を厳しく規制していることとあります。わが国における今日の個人本位の選挙を初めて政党本位に変わるに当たっては、過渡期にもう少し有権者の知る権利を残しておくべきであります。政党本位の選挙の本旨にとらえない範囲で、名簿登載者の選挙運動は認めるべきであると考えられるのであります。

第二は、比例代表選出議員の候補者に順位を付

して記載した候補者名簿は、一定の要件を備えた政党及び政治団体に限り届け出ることができるとする件についてであります。

名簿を提出することのできる政党要件を、国会議員五名以上有すること、直近の国政選挙において全有効投票の四割以上の得票を得たものであること、加えて、十名以上の所属の参議院議員選挙候補者を有することのいずれかの条件を満たすものとしております。これはきわめて厳し過ぎる要件と言わなければなりません。

公聴会における参考人の意見や委員会審議でも数多くの意見が提起されたところであります。わが党は、拘束名簿式比例代表制を採用するに当たり、一人一党候補の禁止は政党本位の選挙という趣旨に反するのでやむを得ないものとしても、比例代表制による国民各層の幅広い意見が最大限国政に反映される立場から、その政党要件は、三名、二名、五名とし、当選者の配分方法も、少数政党により有利な修正サン・ラクス式を提起してきたのであります。

民主主義のルールの基本は、多数決であると同時に、少数意見をいかに尊重するかの理念は大切にされなければなりません。(拍手)少数党、小会派の圧殺を意図した自民党案は、党利党略案と批判されてもいたし方ありません。

第三は、名簿登録順位によって当選者を決定しますが、次点者の取り扱いが問題であります。

従来の選挙法は、欠員が生じた場合九十日以内の次点者繰り上げは存在しますが、本法においては、何と実に六年間次点の権利を有することとあります。したがって、三年後には、一方で次点者としての権利を有しつつ再び名簿登載者となることとができるわけで、何とも奇妙な二重の権利を認めることとなります。

第四は、供託金の問題です。名簿登載者一人四百万円に引き上げることについては、選挙公営の費用が多額になっていることなど、わからないわけではございません。しかし、政党要件をきわめて

厳しく規制した上で、なお供託金を大幅に引き上げることは、まさに国民を財産権で差別するがごとき内容であり、われわれはくみすることはできません。

国会と国民、有権者をつなぐ接点は選挙を出発点とします。また、主権在民を真つ正面からとらえて、両院における審議が有効性を持つことの重要性は論を待ちません。

しかし、今日、参議院のあり方及びその政党化を批判する意見があります。したがって、本法案と並行して参議院改革小委員会が設けられ、有効な審議の場としていくための議論を進めてきたわけです。しかし、こどもも与党自由民主党は議論を棚上げしてしまいました。きわめて遺憾であります。選挙制度の改革とあわせて大切な部分が片手落ちとなった責任はきわめて重大と言わなければなりません。

八千二百万人になんとなす有権者と国会を結ぶもの、いままで指摘したもののほかにも、一票の重みに象徴される定数は正の問題、金権腐敗選挙の解消問題と政治資金規正法の改正など、緊急に措置しなければならぬ課題が山積していることとあります。これらは本改正案の中に全く示されていないのであります。

重ねて欠陥を指摘し、本改正案に反対の意思を明らかにして、討論を終わります。(拍手)

○議長(福田一君) 浜田卓二郎君。

○浜田卓二郎君登壇

○浜田卓二郎君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりましたわが党提出の公職選挙法の一部を改正する法律案に対して、賛成の討論を行うものであります。(拍手)

現行の参議院議員選挙制度が昭和二十二年新憲法のもとに創設されて以来、すでに三十五年を経過いたしました。この間、参議院全国区制度につきましては、その発足の当初からさまざまな問題点が議論されてまいりました。選挙制度審議の府におきましても、第五次以来第七次に至るま

で、比例代表制案を初めとして幾つかの改正意見が出されてまいりました。わが党においては、このような過去の経緯を踏まえ、ここ十年近く党内において綿密に研究討論を重ねてまいりました結果、ここにこの改正案を提出するに至ったものであります。

私は、以下、現行全国区制についてその問題点を指摘するとともに、この法律案に対して各党から提起された諸問題並びにわが党がこの改正案を提出するに至った理由及びその内容について、順次明らかにしてまいりたいと思ひます。

現行全国区制度は、国全体という広大な地域を選挙区とし、また八千二百万人の有権者が百人前後の候補者の中から一人を選び出すという世界にも類を見ない選挙制度であります。有権者にとりましては候補者の選択が著しく困難であると同時に、多くの候補者にとりまして莫大な費用と過酷な努力が必要とされているのが実情であります。候補者一人が選挙に費やす費用は数億円近くにも達すると言われており、また、過酷な努力を消耗する結果、選挙の後で何人かの方が不幸にも病に倒れるという事態が毎回のようになつております。この結果、全国区制のもとで当選できる人はごく限られた一部の人のことになり、全国区制が開かれた選挙制度とはとうてい言いがたい実情にあると考えざるを得ません。

以上の問題点とあわせて、参議院の機能と役割という面からも考えなければなりません。参議院は、本来、第一院たる衆議院に対して、抑制と均衡の機能を果たす機関であります。したがって、専門的知識に基づく理の政治を行うことによつて、衆議院に助言と警告を与える役割りを期待されているのであります。

このような参議院の本来の機能を十二分に發揮せしめるためには、その構成員たる議員として、より有為の人材を得やすいようにしなければなりません。いわゆる出たい人より出したい人を良識の府たる参議院により多く送り込む工夫をしなけ

ればならないと考えるのであります。

加えて、今日、政党が議会制民主主義において不可欠の要素となっており、また国民の政治的意識形成の媒体として重要な機能を果たしている現状を勘案いたしますとき、現在の全国区制度を個人本位の選挙制度から政党本位の選挙制度に改め、それにより、ただいま指摘してまいりました多くの問題点を解消しようとする今回の改正案は、まことに時宜を得たものと考えるのであります。

次に、この法律案に対して各党から提起されてまいりました諸問題について意見を申し述べます。

第一に、本案は多数政党に有利な選挙制度を実現するための党利党略ではないかという点であります。

今回わが党が提案いたしております拘束名簿式比例代表制の特色としては、第一に、個人中心の選挙から政党中心の選挙に変えるため、候補者個人が莫大な資金を必要とする事態が避けられること、第二に、各政党の得票数に応じて議席が配分されるため、いわゆる死票が減少し、有権者の民意を正確に議席に反映させることができること、第三に、出たい人より出したい人、すなわち良識の府にふさわしいすぐれた人材を選び出しやすくなること、第四に、有権者による候補者の選択の困難性が解消されること、そして第五に、政党が政策本位で選挙を戦うため、政党のより一層の健全な発達が促されることなどの点にあると言われております。

比例代表制は、本来、いかなる政党にもその得票数に応じて公正に議席を配分する制度であり、多数政党や特定政党にとって有利になるような制度ではありません。

第二に、参議院に政党本位の選挙制度を導入することは、その政党化を促進し、参議院本来の趣旨に反するという批判であります。

確かに、参議院全国区は、発足当初、政党の枠

を離れた有識者登用の意味があったことは事実であります。しかし、当時は戦後間もない、政党が未成熟の時代であったのであります。その後、政党の成熟とともに、議会制民主主義の担い手として政党の果たす役割りと責任はますます増大しつつあるものであり、その現実を無視しては、今日の議会政治は語り得ないのであります。参議院の機能を十二分に発揮せしめるための方途とその政党化とは、決して相入れざるものではないはずであり、むしろそのためにこそ、政党本位の選挙によって、より有為な人材を確保することが必要であると考えるのであります。

第三に、本改正案をめぐる憲法問題についてであります。衆参両院を通じて多くの憲法問題が論じられてまいりましたが、ここでは個人の立候補制限についてのふれたいと思っております。

すなわち、個人立候補の制限は、国民の重要な基本的人権の一つである選挙権、被選挙権を制限し、憲法第十四条、同第二十一条に違反するのではないかとこの点についてであります。

選挙権、被選挙権が基本的人権の一つである参政権の重要な中身であることは言うまでもありませんが、それは決して自然権のように超法規的、超国家的なものではありません。国家が憲法の委任に基づいて選挙権、被選挙権の具体的内容を法律でどのように定めるかは立法政策上の問題であり、憲法第四十四条は、この点について「兩議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。」と明文で規定いたしております。

また、憲法第十四条の法のものと平等に反しないかという点につきましては、個々の権利も、より大きな公益上の目的、すなわち、いわゆる公共の福祉のためにこれに制約を加えることは、その目的が合理的であると認められる限りにおいては許容されるものと考えます。個人本位の選挙制度を政党本位の選挙に改めることは、さきにも述べましたとおり、大きな公益上の利益を有しているものであり、その結果として個人の権利を制約する

としてもそれはやむを得ないものと考えるのであります。

さらに、憲法第二十一条の結社の自由に反しないかという点についてであります。今回の改正案は、結社しなければ立候補できないということにすぎず、結社しないという自由は依然として保障されているのであります。(発言する者あり)

最後に、今回の改正案について、衆参両院の公選法特別委員会において行われた審議の中で、改正案の具体的中身に關して交わされた主要な論議について言及しておきたいと思っております。

第一に、名簿届け出政党的要件についてであります。第一の所属の国会議員を五人以上有すること、政治資金規正法上の政党に關する規定から、

また第二の参議院議員通常選挙において所属の候補者を十人以上有することは、公職選挙法上の確認団体に関する規定をそれぞれ参考として定められたものであり、さらに第三の直近の国政選挙において全有効投票の四割以上の得票を得たものであることとする要件は、すでに述べました第一及び第二の要件との均衡を勘案して定めたものであります。

以上三つの要件に対して、その内容が少数政党に厳し過ぎるものであるとし、それぞれの条件を緩和すべきであるという意見が出されましたが、さきに述べましたとおり、公職選挙法や政治資金規正法上の規定との整合性を保つため、また政党本位の選挙である以上、政党らしい政党を選ぶという意味からも、わが党案における条件が適切であると考えるものであります。

第二に、供託金の額は現行の二倍に引き上げるとともに、名簿登載者の数に応じた額を供託することとしたしておりますが、これに対して、供託金は政党を単位として一律に課すべきであるという意見や、引き上げ幅を抑えるべきだとする意見が出されましたが、名簿登載者の過剰登載や売名行為を防止するためには、登載者の数に応じて課

することが妥当であり、また供託金の額については、前回の改正時からの貨幣価値の変動を勘案いたしますと、この程度の引き上げはやむを得ないものと考えられるのであります。

第三に、投票方式を自書式でなく記号式にせよという意見がありましたが、何分にも全く新しい制度であり、どの程度の数の政党が名簿を届け出るか予想のつかない現段階においては、これを記号式にするにはわが党には賛同しがたいものと考えます。

第四に、当選人の決定方式について、ドント式を他の方式に改めよという意見がありました。これは、できる限り一般国民にわかりやすい方式を採用するというところからこの方式を採用したものであると考えます。

第五に、本改正案では、比例代表選挙における政党の選挙運動としては、新聞広告、ラジオ、テレビの政見放送及び選挙公報による選挙運動のみを認めておりますが、これに対して、運動のできる方法と範囲をもっと拡大すべきであるという意見がありました。しかし、お金のからみない選挙を実現するため、選挙運動の方法と範囲をこの程度に限定することが適当と考えるものであります。

以上のほか、本法案については、さまざまな観点から真剣なる審議が行われてまいりました。特に、本案の審議過程におきましては、この法案の重要性にかんがみ、慎重審議に徹するという基本方針をとるとともに、参議院における審議に見られなかった審議として、まず第一に地方公聴会を開催し、次には参考人として参議院全国区議員の御出席を願って貴重な体験的意見を聴取いたしましたほか、内閣総理大臣に対する質疑を行うなど、多角的な審議を行ってきた次第であります。

以上のような慎重審議された本改正案は、過去における公職選挙法の改正の歴史の中でもきわめて画期的なものであり、その国政に資するところは大きなものがあると思っております。

の改正によつて参議院に新たな活力が生まれ、真に国民の徹然な信託にこたえ得る機能と權威が確立することを確信してやまないものであります。

各党間における意見の相違は相違として、わが国の政党政治の着実なる前進のために、ともに努力してまいらなければならないと考えるのであります。

以上をもちまして、私の本案に対する賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(福田一君) 石田幸四郎君。

〔石田幸四郎君登壇〕

○石田幸四郎君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました自由民主党提案の公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、断固反対の討論を行うものであります。(拍手)

選挙制度は議会制民主主義の基本ルールであり、その改革のいかんによつては民主主義の破壊にもつながりかねないきわめて重大な問題であることは言うまでもありませんが、本法案はまさに民主主義の破壊を促進していると言わざるを得ません。

参議院全国区制を廃止し、拘束名簿式比例代表制を採用する本法案を見るとき、その改革の意図及び内容は本大政にのみ有利であり、その意味で党利党略そのものと言え、両院制を基本とするわが国の憲法構成、だれ人も遵守しなければならぬ憲法の精神を踏みにじる、きわめて非民主的な大改革案であると断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

さて、私は、議会制及び両院制の擁護と堅持を強く望む立場から、本法案の欠陥を申し述べ、国民の前に反対の理由を明らかにするものであります。

最も基本的な問題は、憲法の規定に反する両院制の破壊、選挙の原則を破ることを意図している点であります。

わが国憲法は、議会制及び選挙については、そ

れぞれ両院制を規定するとともに、もう一つは、普通、平等、直接、秘密、自由の原則が憲法上構成されているのであります。

ところが、自民党案は、これまでの選挙法の改正の際にも決して崩したことのなかったこれらの諸原則を突き破つてしまふような改悪案であります。

すなわち、政党政治、数の政治の衆議院に対し、参議院は良識の府、理性の府とされ、衆議院の行き過ぎをチェックする機能、役割りを持つとされてきました。そのために、政党の介入を極力避け、全国的に有名な有為の高度の専門意見を代表させることとしたしており、その意味で全国区こそが参議院の機能を果たす中心的役割りを担っているものであります。今回の改革案は、参議院の政党化を決定的にし、これらの機能を喪失せしめてしまふ改悪案と言わざるを得ないと思ひます。

また、選挙の原則のかかわり而言へば、自民党案は拘束名簿を提出できる政党、政治団体の要件として、三つの要件を挙げているのであります。この要件の厳しさのため、政党、政治団体に属さない個人は立候補できなくなつてしまふのであります。それは明らかに少数政党あるいは個人を差別して扱うことであり、普通の原則、平等の原則に反し、そして政党が名簿を作成することから直接の原則にも疑義が持たれ、さらには立候補制限という意味において自由の原則に反するのであります。

自民党は、政党本位の選挙制度に変えたから無所属の立候補制限はやむを得ないと言つておりますが、たとえ政党中心主義の選挙に変へるとしても、無所属、小会派の立候補を認めることは技術的にも可能であり、これら無所属候補等を締め出す合理的理由は全く見当たらないと思ひるのであります。

しかも、全国区選挙では一貫して諸派や無所属は多くの候補を占め、五十五年通常選挙ではその得票率は一七％、九百七十万票にも達しておりますが、これらの国民の意思を生かす努力をせず、

問答無用と切り捨ててしまつた罪はまことに大きいと言わざるを得ません。

それだけではなく、また本法案は、国民の意思を結果的に踏みにじる欠陥を内在しているのであります。たとえば、ある政党が提出名簿以上の議席数の得票を得た場合、有権者の意思に関係なく他の政党の当選者を生むことになり、また、当選した議員が他党に移籍した場合も、有権者の意思を大幅に制限することになります。自民党はこれをもまたやむなしとして、有権者の権利を庄殺しているものであります。その意味で、本法案は全く法律の体をなしていないと言わざるを得ないのであります。

このように、憲法に違反し、最も尊重すべき国民の声をいとも簡単に切り捨て、あるいはいささかの配慮の跡も見られない自民党案は、選ぶ側よりも選ばれる側の論理に終始しているものであり、断じて許すわけにはまいりません。(拍手)

次に、個別的な本法案の矛盾点及び法制上の欠陥について申し上げたいと思ひるのであります。

一つは、選挙運動についてであります。名簿提出政党は、名簿提出の日から選挙運動ができることとなっておりますが、選挙期間以外の政治活動と選挙期間中の選挙運動との区別が明確でないため、有権者の間に多くの混乱を生じせしめることが心配をされるのであります。

二つには、繰り上げ補充できない場合の規定が被選挙権の喪失、除名、離党及び取り下げだけになつており、他の選挙に立候補した場合について何ら規定されていないため、まことに奇妙な現象が起り得るのであります。

たとえば、名簿登載者は県知事に当選してもなお全国区候補、衆議院議員に当選してもなお全国区候補となり得るのであります。このような区別がかけ持ち立候補ができるのは法の不備、不合理と言ふべきであります。

三つには、政党に対する行政の介入の危険性であります。

さきにわが党の坂井委員が政党要件の問題で指摘したように、衆議院の解散時には衆議院議員の数は算定不可能であり、それを政令で算定できるように読みかえようとしているのであります。これは法案作成上の重大な誤りでありまして、なぜこのことが大切かと言へば、それは政党要件を政令で定めたとき、政党の認定を政府が行うことになり、行政が政党に介入する結果となつて、三権分立の根幹にもかかわる重大問題であるからであります。

さらに、公選法は、ボスターの大きさ、運動員の食事の数まで、きわめて細かい規定を政令でなく法律として記載しているのが最も大きな特徴であります。行政が政党に介入するということは、公選法を法律ではなく政令とするということは、公選法の性格上からも絶対に許さるべきことではなく、われわれはこの書き直しを要求するものであります。

四つには、名簿登載者の選定及び順位の決定については各党の任意とされておき、有権者の意思が反映する仕組みになっておりません。このことは、名簿作成の段階で多額の政治献金が予測され、金がかからないという保証も、金権選挙の試みも、この過程でも多くの崩れ去るおそれがあるに大きいのであります。

さらにまた、大阪における公聴会で供託金の必要の有無が指摘されましたけれども、この供託金制度は個人選挙に適用され得るもので、政党本位の選挙には全く不要のものであります。そして、その額をさらに大幅に引き上げるとは、政党要件で縛った上にさらに供託金で縛るといふ、立候補を制限するといふものがさらに強化されることであり、無所属を締め出すとする大政の党利党略以外の何物でもないと思ひざるを得ません。

以上、本法案の矛盾点について述べましたが、審議の過程についても一言触れないわけにはまいりません。

参議院において、自民党による委員会の強行採

決及び本會議決行という異常な形で通過させたことは、まことに遺憾であります。衆議院では、公明党の反対意見を無視し、複数政党の協力によって一見静々と進んだかに見えますが、これだけの欠陥法案を附帯決議程度でお茶を濁し、無修正のまま通過することは、きわめて不可解であります。また、それを促進したとも思える社会党の態度についても、きわめて不可解と言わざるを得ないのであります。(拍手)

さらに、ここであえて申し上げなければならぬことは、この公選法の成立の陰にロッキード追及が隠され、政治倫理の確立が葬り去られたことであります。

わが党は、かねてより野党第一党の社会党に対し、公選法の審議促進よりもロッキード追及、証人喚問を優先させるべきであることを要請し、野党第一党の見識を期待してまいりました。しかるに、今国会での一連の態度を拝見するに、究極的には社会党は公選法をすべてに優先させたということはいまや天下に明白であり、その責任はきわめて重大と言わざるを得ないのであります。(拍手)

議院証言法の改正について言えば、与野党間で六項目について合意され、わが党は八項目に賛成の立場をとっておりましたが、自民党は議院証言法改正を阻むため、国政調査権の制約、国民の知る権利、報道の自由の抑制を内容とする、とうてい容認できない改革項目を追加してきたのであります。まさに証人隠しと言わざるを得ないのであります。

さらに問題なのは、証言法改正について社会、公明、民社三党で自民党に対し、補佐人の代理人的性格、さらにテレビ、ラジオの取材禁止の二項目の撤回を申し入れたにもかかわらず、わが党に何の相談もなく勝手に態度を變更し、自民党との間にわけのわからぬ合意をいたしたことであります。これが果たして野党第一党の取るべき態度でありましようか。(発言する者あり、拍手)

最後に申し上げたい。民主主義にとってきわめて危険なこの公選法改革のたどる道は、やがて小選挙区制への道に続き、そしてそれは憲法改悪へとつながるおそれなしとしないことを私たちは銘記しなければなりません。護憲の道が改憲の道か、今回の公選法の改革はまさにその踏み絵であります。このことによつて政治家の見識がいま問直されていることをお互いに肝に銘ずべきであります。

提案者である自民党に猛省を促し、私の反対討論を終わるものであります。(拍手)

○議長(福田一君) 岡田正勝君。

〔岡田正勝君登壇〕

○岡田正勝君 私は、民社党・国民連合を代表いたしまして、ただいま議題となりました参議院提出の公職選挙法一部改正法律案に対しまして、反対の立場から討論をいたします。(拍手)

反対の第一の理由は、この法案は、全国区の選挙を個人本位から政党本位の選挙に変えようとするものでありまして、個人の立候補はだめ、少数派、無所属の締め出し、表現の自由や選挙側の権利の制限等々、憲法違反の疑いが限りなくクロに近いのであります。(拍手)

第二は、いまださき衆議院のカーボンコピーと悪口を言われておる今日、この法案は参議院を完全に政党化してしまうものであります。衆議院は数と力の政治を行います、それに対して参議院はこれをチェックし、調整する和の政治、すなわち理の政治を行うためにこそ必要だとされておるのであります。こういう政党化が進めば、第二院としての存在意義は完全に消滅を、参議院無用論に拍車をかけることになるからであります。

(拍手)しかも、この法案が可決された結果は、恐らくや参議院の自殺行為を告げたときであらうと思ひます。

第三は、提案理由の三大根拠であります。第一は金がかかる、第二は広過ぎてしんどい、第三は広過ぎて有権者に知ってもらえないの問題であり

ます。

第一の金がかかるという事実は、幾ら審議をいたしましても、その事実は明らかにならないままに終わってしまいました。しかも、今度の改正で金がかからなくなるという保証はどこにもないのであります。しかし、結果的には地方区の激減をあり立て、片や全国区は野放しの費用の使い放し、しかもその経理は党の経理へ隠れ込んでしまつて、これぐらい不明朗きわまることはありません。むしろ公営費用の枠を拡大していくことの方が本筋ではないのでありましようか。

第二に、広過ぎてしんどいとおっしゃいます。が、しんどい点では、言うては済みませんが、われわれ衆議院の方がいつ解散があるかわからない。金堀火来の往復でありまして、われわれこそ一番しんどいんじゃないでしょうか。(拍手)解散もなく、六年間の長期間にわたつて安定して政治活動に専念ができる、こういう全国区はむしろ幸せに過ぎると言うべきではないでしょうか。(拍手)

第三に、広過ぎて有権者にわかつてもらえないと言いますが、そんなら、いっそのこと地方区も全国区も全廃をして、ブロック制にして選挙を行えばいいかがございましょうか。(拍手)さすれば地方区の定数は正も一挙に解決をし、無所属や少数派の人々も当選が可能となつてくるではありませんか。かくのごとく、三大理由はいずれも納得のできないものであります。

まして、これからの日本は、国も地方も待ったなしと言われる行革に国民のすべての人たちが大なり小なりその痛みを分かち合うことを避けることはできないと言われる今日です。こんなに無理をしてまで名簿による議員を百名もなぜつくらなければならぬのでしょうか。わが国の人口の二倍、国土面積の二十五倍のあのアメリカでさえ、わが国の参議院に匹敵する上院はわずか百名の定員であります。しかも、全国区制をとっておりま

スラエルなど人口二百万か三百万の小さな小さな国が三つあるだけであります。国会みずから範を示せという国民の素朴な声にどうこたえますか。こたえようがないでしょう。

第四は、全国区はいままでと違ひまして政党が候補者となるわけですから、政治活動と選挙運動の関係があまりになつていくことなのであります。政党に投票してもらつたためには、日常活動を通して政党を知ってもらうことになるのであります。特に政党の入党促進活動や機関紙誌の販売活動、こういうものがそのまます前運動とみなされるおそれがあり、その当否は取り締まり当局の判断によることになるのであります。本改正案が政党の自由な日常活動、政治活動を制限しないという根拠はどこにもないからであります。

第五は、参議院の選挙制度に関する最大かつ緊急の課題であります地方区の定数は正や政党の法的地位づけを明確にし、自由な政治活動を保障する、そういう政党法の制定を行わないでいて、本改正案を提案してきたということは、どだい本末転倒ではありませんか。(拍手)

以上、わが党が本案に反対する理由を申し述べてまいりましたが、本案は、自民党と社会党の両党のあうんの呼吸で、仲よく二人三脚をしてここまで来たのですから、恐らく可決をされるであらうと思ひます。

しかしながら、提案者でさえもベストのものとは思ひませんと再三にわたつて言明されております。仮に本案が可決されるとなれば、実施に至るまでの間、最低限次の修正を行うべきであります。

第一は、投票の方法についてであります。政党名を自分で書くということは、わが国では初めての投票方法であります。さまざまなトラブルを引き起こし、多くの無効票が出るおそれがあります。現在、投票に自書式を採用している国は、自慢ではあります。韓国とわが日本の二つだけであります。有権者の戸惑いをなくし、わかりやすい選挙とするためにも、自書式を改め

て、あらかじめ投票用紙に記載された政党名に丸をつける記号式に改めるべきであります。

第二は、政党間の選挙運動を平等かつ公正なものにするべき点であります。

少数政党は可能な限り地方区に候補者を立てなければ、全国区の選挙運動は皆無に等しいのであります。せめて確認団体の政治活動用の自動車は各都道府県ごとに一台ずつ配置すべきではないでしょうか。

また、名簿登載者の数に比例して、新聞の広告、選挙の公報、テレビ、ラジオ、そのすべてが縮められていく比例配分の方法になっております。まさに大政党にのみ有利な結果となり、いやしくも政党選挙と言ふ限り、平等に扱わなければ、公正な選挙運動とは言えないではありませんか。

第三は、供託金についてであります。

政党を信頼し、政党本位の選挙を行うというのであるならば、政党としての要件を満たしていればよいのであって、選挙らしい具体的な活動もできない全国区から供託金を取る必要は全くありません。しかも、名簿の数に応じて取るなんということは、これもまた本末転倒もはなはだしと言わねばなりません。

どうしても供託金の規定を設けようとするのであるなら、全国区は選挙運動をしないのですから地方区の半額程度とし、政党選挙であつて個人選挙ではないんですから、供託金の没収規定はなしとすべきであります。どうしても取るというんなら、当選者の二倍という線を超えぐらに緩めるべきではないかと思うのであります。

大政党のみが圧倒的に有利に戦える本家は民主主義の芽を摘んでしまふことになりかねません。多数派の人たちは、われわれは何者か裏切つてはおらぬとおっしゃいますが、自分の良心を裏切つてはおりませんか。民主主義がもし守り切れなくなつたときには、全体主義の台頭を許すときであります。莫大な犠牲を払ってわれわれが手に入れたこの民主主義を命をかけて守り抜いていくとい

うことが、われわれ現代政治家に与えられた最大の責務じゃないでしょうか。(拍手)

以上、反対の理由と意見を述べてまいりましたが、提案者の自民党は、幾ら多数だからとはい

え、本家が一方のみの提案であるということをお覚をしいたきまして、議会制民主主義の発展のために、附帯決議案の趣旨のつとめて速やかに対応すべきことを付言をいたしまして、私の反対討論を終わります。ありがとうございます。(拍手)

○議長(福田一君) 安藤慶君。

〔安藤慶君登壇〕

○安藤慶君 私は、日本共産党を代表して、たまたま議題となりました自由民主党提出の公職選挙法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行うものであります。(拍手)

私は去る七月二十七日の国会において、国民がこの国会に最も期待している課題は、ロッキード事件にかかわる政治家の政治的責任の追及であり、灰色政治家の証人喚問、有罪議員に対する辞職勧告決議案こそ真に先に取り上げるべきこと、そしてこれを事実上棚上げしたまま、党利党略的な公選法の審議だけを強行に次ぐ強行で進めることは、議会制民主主義の根幹を揺るがし、国民の期待を裏切るものであると強く指摘いたしました。

ところが、自民党と社会党、民社党、新自由クラブ・民主連合三党派は、党利党略の本家は成立させるが、今国会での証人喚問を事実上見送ることを合意したのであります。私は、この反対討論を行うに当たり、まず金権腐敗政治を糾弾する国民の声を代表して、強く抗議するものであります。(拍手、発言する者あり)

本法案の審議過程も不当であります。公職選挙法特別委員会、十三日の総理質問後、理事会で審議日程を協議中であつたにもかかわらず、委員長が突如職権で委員会開会を強行したのであります。自民党が同日中にも強行採決を行う意図で

あつたことは、このことから明らかであります。わが党は、次の日程を決めないうちに委員会を開会することに強く反対をいたしました。にもかかわらず、社会、民社、新自連三党派は、委員会の強行開会に当初反発しながらも、なし崩しに審議に加わり、委員会運営についても自民党に同調することになったのであります。(発言する者あり)

選挙制度は、言うまでもなく議会制民主主義の土台をなすものであり、公職選挙法の改定に当たっては、慎重の上にも慎重を期し、内容、手続ともに国民の納得のいくものにするのは当然のこととであります。

自民党が参議院の委員会において、前例のない単独強行採決を行ったこと、衆議院の審議権を無視し、欠陥法案であることを認め、法案の前身にまで立ち入るという二重、三重の越権行為をした参議院議長の名義で国民が激しい怒りの声を上げたのは記憶に新しいところであります。(発言する者あり)これに引き続く本院公選法特別委員会での裏取引採決は、文字どおり議会制民主主義を破壊するものと言わなければなりません。次に、本法案に対する反対理由を申し上げます。

第一の理由は、この法案が比例代表制を導入することを理由に、政党に厳しい資格要件を設けて、少数政党、無党派を選挙そのものから排除していることとあります。

これは基本的人権である国民の選挙権、被選挙権の著しい侵害であり、明らかに憲法違反であります。だからこそ、わが党は主権在民と基本的人権尊重の立場に立ち、国民の声を正しく議席に反映させるために、拘束名簿式比例代表制の導入と、すべての政党の参加と無所属立候補を認めた抜本的修正案を提出したのであります。(発言する者あり)

反対の第二の理由は、本法案が、全国区選挙において、選挙公報、政見放送、新聞広告など公営

以外の選挙運動を全面的に禁止し、一層暗やみ選挙を強行しようという大改悪である点であります。

選挙運動、政治活動については、政党本位の選挙制度である以上、政党の選挙活動を最大限に保障すべきであつて、戸別訪問の禁止を初め、言論規制、確認団体制度など、選挙活動や選挙時の政治活動ががんじがらめに規制した現行公選法の抜本的な検討が必要であることは言うまでもありません。わが党の修正案は、この立場に立ち、当面の措置として、現行全国区での候補者の選挙活動の態様と規模を政党の選挙活動として保障するものであります。これこそが国民の知る権利にこたえるものであります。

さらに、本法案は、供託金の二倍引き上げ、厳しい没収規定、名簿登載者の数による選挙運動の規制等々、少数政党に対して差別を押しつけ、大政党の党利党略をむき出しにしていることを指摘しなければなりません。

本法案が自民党の党利党略を押し通そうとするものであることは、報道機関を初め世論が強く糾弾をしているところであります。このことは本院の委員会においても、公述人が的確に指摘しているではありませんか。わが党提出の抜本的修正案こそ憲法に合致し、世論と道理にもかなっているものと確信するものであります。(発言する者あり)にもかかわらず、自民党が頑迷固陋にも一切の修正に応じようとならないのは、国会を憲法成立の道具にしようとする反国民的姿勢のあらわれ以外の何物でもありません。(拍手)

最後に、金のかからない選挙という本家提出のうたい文句についてであります。金のかからない選挙は、自民党が金権体質をなくすことによつてこそ実現ができるのであります。(拍手)

ところが、政府・自民党は政治資金規正法の改正を怠っているばかりか、最近の事例によつても、大手建設企業から違法な政治献金を受け取っているという金権体質を持続しているではありません

昭和五十七年八月十八日 衆議院會議録第三十三号

公職選挙法の一部を改正する法律案 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対する特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案

九六四

せんか。この體質を改めることをせずに、金がかかるのを選挙制度のせいにするのは欺瞞もはなはだしいと言ふべきであります。

以上、法案の内容について反対の理由を述べてまいりましたが、自民党は選挙制度調査会において小選挙区制の検討作業を開始しているとの報道もありますように、本法案が自民党の党利党略を一層むき出しにした選挙制度の改悪に道を開こうとする意図を持つ点からも強く反対するものであります。

わが党は、議会制民主主義の根本原則をあくまで守る立場を堅持し、本法案を撤回することを求めるとともに、選挙制度の民主化のため今後とも奮闘することを表明して、反対の討論を終わるものであります。(拍手)

○議長(福田一君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○小里貞利君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、災害対策特別委員長提出、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対する特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略して、この際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(福田一君) 小里貞利君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対する特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

○議長(福田一君) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対する特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。災害対策特別委員長川俣健二郎君。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対する特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔川俣健二郎君登壇〕

○川俣健二郎君 ただいま議題となりました天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対する特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨とその概要を御説明申し上げます。

御承知のとおり、わが国は世界でも有数の災害国であり、毎年自然災害により幾多のとうとい人命と貴重な財産が失われておりますことは、まことに遺憾にたえないところであります。

特に、さきの七月における梅雨前線豪雨及び八月初めの台風第十号によって九州地方と近畿、東海、関東、北陸及び東北地方にわたる広範な地域

において、中小企業者、農林漁業者等が甚大な被害を受け、今日の社会経済情勢の中で、その事業と生活の再建は、きわめて深刻な事態となっているのであります。

このような被災者に対する救済策としては、天災融資法及び激甚災害法がありますが、最近における農林漁業者、中小企業者等の経営の動向及び経済規模の拡大等から見て、現行の被害農林漁業者、被害中小企業者等に対する貸付金の限度額では、災害時に必要とする経営再建のための資金需要に対して、十分に対応し得ている状態ではないのであります。

以上の観点から、今回の激甚災害を機に、農林漁業者、中小企業者等の災害による資金需要の増大に対処するため、これらの者に貸し付けられる資金に係る貸付限度額の引き上げを内容とする法律案を提出することとした次第であります。

以下、内容を申し上げます。

まず、天災融資法の改正でありますが、第一点は、被害農林漁業者に貸し付けられる経営資金の貸付限度額の引き上げについてであります。

すなわち、従来、都府県にあっては百六十万円、北海道にあっては二百八十万円、政令で定める資金の場合には四百万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は二千万円、さらに漁具の購入資金の場合には四千万円と定められている貸付限度額を、いずれも二五％引き上げるものとし、それぞれ二百万円、三百五十万円、五百万円、二千五百万円、五千万円とすることとあります。

第二点は、被害を受けた農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等に貸し付けられる事業資金の貸付限度額の引き上げについてであります。

すなわち、従来、単位組合にあっては二千万円、連合会にあっては四千万円と定められている貸付限度額を、いずれも二五％引き上げるものとし、それぞれ二千五百万円、五千万円とすることとあります。

次に、激甚災害法の改正でありますが、その第一点は、激甚災害における天災融資法の特別措置に関する規定を改め、激甚災害の場合の経営資金及び事業資金の貸付限度額についても、それぞれ従来の二五％引き上げるものとし、経営資金につき、都府県にあっては二百五十万円、北海道にあっては四百万円、政令で定める資金の場合には六百万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は二千五百万円、漁具の購入資金の場合には五千万円とすることとし、事業資金につき、単位組合にあっては五千万円、連合会にあっては七千五百万円とすることとあります。

第二点は、中小企業者等に対する資金の融通に関する規定を改め、従来、激甚災害を受けた中小企業者については八百万円、協業組合及び中小企業等協同組合その他の団体については二千四百万円と定められている特利を適用する貸付限度額を、いずれも二五％引き上げるものとし、それぞれ一千万円、三千万円とすることとあります。

なお、この法律は公布の日から施行し、改正後の天災融資法及び激甚災害法の規定は、昭和五十七年七月五日以後に発生した天災または災害につき適用することといたしております。

以上が本案の提案の趣旨並びにその概要であります。

災害対策特別委員会におきましては、本日、調査の経過及び結果を災害対策の基本問題に関する小委員長から報告を受け、その際、同小委員会の起草案が提案され、次いで、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出法律案とするに決した次第であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって

て、本案は可決いたしました。

国家公安委員会委員任命につき同意を求める
の件

電波監理審議会委員任命につき同意を求める
の件

○議長(福田一君) お諮りいたします。
内閣から、

国家公安委員会委員に大塚喜一郎君を、
電波監理審議会委員に岸部信吾君を、

任命したいので、それぞれ本院の同意を得たいと
の申し出があります。

まず、国家公安委員会委員の任命について、申
し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を
求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、同意を与
えるに決しました。

次に、電波監理審議会委員の任命について、申
し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よっ
て、同意を与えるに決しました。

○議長(福田一君) 本日は、これにて散会いたし
ます。

午後四時五十一分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 鈴木 善幸君
法務大臣 坂田 道太君
外務大臣 櫻内 義雄君
大蔵大臣 渡辺 美智雄君
文部大臣 小川 平二君

厚生大臣 森下 元晴君
農林水産大臣 田澤 吉郎君
通商産業大臣 安倍晋太郎君
運輸大臣 小坂徳三郎君
郵政大臣 箕輪 登君
労働大臣 初村滝一郎君
建設大臣 始関 伊平君
自治大臣 世耕 政隆君
国務大臣 伊藤宗一郎君
国務大臣 河本 敏夫君
国務大臣 田邊 國男君
国務大臣 中川 一郎君
国務大臣 中曾根康弘君
国務大臣 原 文兵衛君
国務大臣 松野 幸榮君
国務大臣 宮澤 喜一君

○明詔を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る十日、次の法律の公布を奏上し、その旨
参議院に通知した。

老人保健法

(報告書受領)

一、去る十日、内閣総理大臣から、臨時行政調査
会設置法第二条の規定に基づく「行政改革に関
する第三次答申—基本答申—」の報告を受領し
た。

(要求書受領)

一、今十八日、内閣から、国家公安委員会委員に
大塚喜一郎君を任命したので、警察法第七条
第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要
求書を受領した。
一、今十八日、内閣から、電波監理審議会委員に
岸部信吾君を任命したので、電波法第九十九
条の三第一項の規定により本院の同意を得たい
旨の要求書を受領した。

(政府委員退任)

一、去る十一日、鈴木内閣総理大臣から福田議長
あて、十日付をもって総理府賞勲局長小玉正任
は沖繩開港事務次官に任命されたので政府委員
としての資格を失った旨の通知を受領した。

一、去る十六日、鈴木内閣総理大臣から福田議長
あて、十六日付をもって外務省中近東アフリカ
局長村田良平は外務省経済局長に、外務省経済
局長深田安はシンガポール国駐留特命全權大使
にそれぞれ任命されたので、いずれも政府委員
としての資格を失った旨の通知を受領した。

(政府委員承継)

一、昨十七日、福田議長は、鈴木内閣総理大臣申
し出の次の者を、第九十六回国会政府委員に任
命することを承認した。

外務省中近東アフリカ局長 波多野敬雄
外務省経済局長 村田 良平

(政府委員任命)

一、昨十七日、鈴木内閣総理大臣から福田議長あ
て、十七日議長において承認した波多野敬雄外
一名を、同日第九十六回国会政府委員に任命し
た旨の通知を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委
員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

有馬 元治君 椎名 素夫君
小波 三郎君 北村 義和君
田村 元君 渡辺 秀央君
上原 康助君 吉原 米治君
矢山 有作君 関 晴正君
北村 義和君 小波 三郎君
椎名 素夫君 有馬 元治君
渡辺 秀央君 田村 元君
関 晴正君 矢山 有作君
吉原 米治君 上原 康助君

文教委員

辞任

補欠

白井日出男君 木村 武雄君
浦野 然興君 有馬 元治君
狩野 明男君 小波 三郎君
高村 正彦君 田村 元君
有馬 元治君 浦野 然興君
小波 三郎君 狩野 明男君
木村 武雄君 白井日出男君
田村 元君 高村 正彦君

辞任

補欠

小林 恒人君 上原 康助君
関 晴正君 矢山 有作君
上原 康助君 小林 恒人君
矢山 有作君 関 晴正君

環境委員

辞任

補欠

木村 武雄君 中西 啓介君
中西 啓介君 木村 武雄君

議院運営委員

辞任

補欠

川本 敏美君 池端 清一君
田島 衛君 甘利 正君
池端 清一君 川本 敏美君
甘利 正君 田島 衛君

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

運輸委員

辞任

補欠

中馬 弘毅君 榑崎弥之助君
榑崎弥之助君 中馬 弘毅君

決算委員

辞任

補欠

榑崎弥之助君 中馬 弘毅君
中馬 弘毅君 榑崎弥之助君

昭和五十七年八月十八日 衆議院會議録第三十三号 朗読を省略した議長の報告

議院運営委員

辞任

補欠

北村 義和君
保利 耕輔君
松永 光君
保岡 興治君
北村 義和君

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員

辞任

補欠

井出 太郎君
今枝 敬雄君
太田 誠二君
木村武千代君
佐藤 文生君
白川 勝彦君
森 清君
北川 石松君
北村 義和君
今枝 敬雄君
佐藤 文生君
木村武千代君
白川 勝彦君
森 清君
太田 誠二君
井出 太郎君

外務委員

辞任

補欠

麻生 太郎君
井出 太郎君
麻生 太郎君

一、去る十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
公職選挙法改正に関する調査特別委員

辞任

補欠

石原健太郎君
小杉 隆君

物価問題等に関する特別委員

辞任

補欠

金子 みつ君
梶野 泰二君
金子 みつ君

安全保障特別委員

辞任

補欠

中馬 弘毅君
橋崎弥之助君
一、去る十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
安全保障特別委員

辞任

補欠

東中 光雄君
野間 友一君
一、去る十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員

辞任

補欠

東家 嘉幸君
伊賀 定盛君
田中 恒利君
渡辺 朗君
野間 友一君
熊川 次男君
川本 敏美君
申原 義直君
伊賀 定盛君
吉田 之久君
辻 第一君
野間 友一君
一、昨十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
公職選挙法改正に関する調査特別委員

辞任

補欠

栗山 明君
植竹 繁雄君
栗山 明君
大西 正男君
竹中 修一君
木村 守男君
竹中 修一君
北川 石松君
大西 正男君

辞任

補欠

一、去る十二日、議員から提出した議案は次のとおりである。
道路運送法の一部を改正する法律案(三塚博君)

外四名提出

一、去る十三日、議員から提出した議案は次のとおりである。
商業用レコードの公衆への貸与に関する著作権等の権利に関する法律案(石橋一弥君外四名提出)

一、昨十七日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。
浄化槽法案(小沢辰男君外四名提出)

所得税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(山中貞則君外四名提出)
行政書士法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

鈴木内閣不信任決議案(竹入義勝君外三名提出)

一、今十八日、委員長から提出した議案は次のとおりである。
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

(委員会審査省略要求書受領)
一、昨十七日、議員から、次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。
鈴木内閣不信任決議案

竹入義勝君外三名
(議案付託)
一、去る十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
道路運送法の一部を改正する法律案(三塚博君外四名提出、衆法第三十六号)

運輸委員会 付託

一、去る十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
商業用レコードの公衆への貸与に関する著作権等の権利に関する法律案(石橋一弥君外四名提出、衆法第三十七号)

文教委員会 付託

(議案送付)
一、去る十日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

のとおりである。

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律案
毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案
一、去る十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
道路運送法の一部を改正する法律案(三塚博君外四名提出)

一、去る十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
商業用レコードの公衆への貸与に関する著作権等の権利に関する法律案(石橋一弥君外四名提出)

一、今十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
浄化槽法案(小沢辰男君外四名提出)

行政書士法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

(議案通知)
一、去る十日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
老人保健法案(第九十四回国会内閣提出、参議院統制審査)

(議案撤回)
一、去る十三日、議員からの申出により次の議案は撤回された。
行政書士法の一部を改正する法律案(工藤巖君外四名提出)

(質問書提出)

一、去る十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
最近の教科書問題に関する質問主意書(有島重武君提出)

(答弁書受領)

一、去る十日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員田口一男君提出三重造船の企業再建と国際興業の社会的責任並びに労使紛争に関する質問主書

三重造船の企業再建と国際興業の社会的責任並びに労使紛争に関する質問主書
右の質問主書を提出する。
昭和五十七年六月二十二日

提出者 田口 一男

衆議院議長 福田 一殿
三重造船の企業再建と国際興業の社会的責任並びに労使紛争に関する質問主書

三重造船の企業再建と国際興業の社会的責任並びに労使紛争に関する質問主書
三重大四日市市富双一丁目一番地の二に本社を置く更生会社三重造船株式会社(以下「会社」という。)(代表者 田中寛氏、関野昭治氏)の会社更生法に基づき再建と労使紛争並びに東京都中央区八重洲二丁目九の十五国際興業株式会社(以下「国際興業」という。)(代表者 代表取締役小佐野栄)の会社に対する社会的責任につき次の事項について質問する。

一 昭和五十二年三月三日、会社は会社更生法の申請を津地裁四日市支部に行い、同年六月開始決定、翌年六月更生計画が認可されたが、それ以降の会社更生法に基づく企業の経過について明らかにされたい。

二 会社と国際興業との関係は極めて密接な関係があると聞いているが、持株、融資、抵当権、その他の関係について明らかにされたい。

三 関野昭治が代表者は開始決定以来、昭和五十六年三月に田中寛が代表者として就任するまで四年間にわたって会社の責任者でありながら、支部との団体交渉などに応ぜず、事実上代表者としての責任を果たしていないと聞いているが、その事実関係を明らかにされたい。

四 会社の更生申立て以降の労使紛争について、その経過と現状について明らかにされたい。

五 会社の従業員で組織している総評全国金属労働組合三重造船支部組合員百五十二名は、会社と国際興業に対して労働基準法違反の申告をしていると聞いているが、申告内容と経過を明らかにされたい。

六 国際興業は最近会社への援助を打ち切り、会社は倒産の危険に陥つていて聞いているが、政府は、会社の再建と国際興業の社会的責任と労使紛争についてどのような対策があるのか、明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆議院第九六一七号
昭和五十七年八月十日

衆議院議長 福田 一殿
内閣総理大臣 鈴木 善幸

衆議院議員田口一男君提出三重造船の企業再建と国際興業の社会的責任並びに労使紛争に関する質問に対し、別紙答弁書を交付する。
〔別紙〕

衆議院議員田口一男君提出三重造船の企業再建と国際興業の社会的責任並びに労使紛争に関する質問に対する答弁書

一 について

三重造船株式会社(以下「会社」という。)(は、昭和五十二年六月三十日に更生計画の認可を受け、同計画に従い、昭和五十四年三月、昭和五十五年三月及び昭和五十六年三月に更生債権の弁済を行う等、その遂行に当たつてきたところであるが、昭和五十六年度に入り、資金繰りが特に悪化し、昭和五十七年三月には更生計画どおりに更生債権の弁済を行うことが不可能となり、その後二重造船が問題となつたこと等もあつて、同年六月二十一日に管財人から更生手続廃止の申立てがあつたと聞いている。

二 について
会社と国際興業株式会社(以下「国際興業」という。)(との関係については、次のとおりと聞いている。

1 国際興業は、会社の株主名簿には、株主として記載されていない。

2 国際興業は、会社に対し更生手続開始以後に合計約二十二億円の融資を行つていて、3 国際興業は、会社所有の不動産に十八億円を極度額とする根抵当権を設定し、会社において建造中の船舶に十五億円を極度額とする根抵当権設定の仮登記を行つていて、三 について

管財人関野昭治が会社更生法に定められた管財人の職責を怠つていた事実があつたとは聞いていない。

四 について
総評全国金属労働組合三重地方本部三重造船支部(以下「組合」という。)(は、更生手続開始の申立てに際し、会社と労働債権確保のための協定を締結するとともに、地方自治体等に会社の再建についての要請を行い、また、更生手続廃止の申立てに際しても、数回にわたり会社の再建について団体交渉を行つたと聞いている。しかしながら、団体交渉は、合意に至らず、昭和五十七年六月二十九日、会社は、解雇通告書を全従業員に対し郵送したため、組合から、同年七月十四日、三重大地方労働委員会に解雇に係る不当労働行為救済の申立てがなされているところである。

五 について
組合から、昭和五十七年六月七日、「会社は、本年四月二十一日から五月二十日までの賃金について五月二十五日に労働者に対して支払うべきところ、一律五万円の支払だけで残金は未払である。」旨の申告がなされ、これに対し、四日市労働基準監督署は、翌日、事実を調査したところ、昭和五十七年五月分の賃金の一部に当たる総額約三千三百万円が未払となつていたことが判明したため、当該未払賃金を同年六月二十五日までに支払うよう、会社に対して是正勧告を行つたところである。これを受けて、会社は、同年六月二十五日、同年五月分の未払賃金の支払を行つたところである。

六 について
御指摘の事項について、政府としては、関係者の自主的努力による解決を待つべきであると考えており、関係機関と連絡を密にし、事態の推移を見守つてまいりたいと考えている。

右答弁する。

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員草川昭三君提出丸山ワクチン製造承認問題に関する質問に対する質問に対する答弁書

丸山ワクチン製造承認問題に関する質問主書
右の質問主書を提出する。
昭和五十七年八月五日

提出者 草川 昭三

衆議院議長 福田 一殿
丸山ワクチン製造承認問題に関する質問主書

丸山ワクチンについては、昨年の八月十四日に中央薬事審議会から、「提出された資料をもつては、有効性を確認できず、現段階では、薬として承認することは適当でないが、無効と断定するものではなく、引き続き試験研究を行う必要がある。」との趣旨の答申が出され、これを受けて厚生省とゼリア新薬工業の合意に基づく丸山ワクチンの有償治験による供給制度が実施されている。その後、丸山ワクチンを使用するがん患者はさらに増大し、昭和五十七年七月現在、日本医科大学付属ワクチン療法研究施設に登録された丸山ワクチン使用患者数は十六万五千八百人に達しており、現に丸山ワクチンを使用中の患者数は五万六千人と、実にがん患者のうち数人に一人は丸山ワクチンを使用しているといわれる。

昭和五十七年八月十八日 衆議院會議録第三十三号 朗読を省略した議長の報告

他方、篠原一東大教授を代表とする丸山ワクチンの製造認可を求める患者・家族の署名は十六万人にも及び、丸山ワクチンの早期認可と健康保険適用を要望する医師の請願署名は八千人を超えるに至った。

がんが我が国の死亡原因の第一位となった現状のもとで、丸山ワクチンの製造承認は今や焦眉の国民的課題である。

しかるに、厚生省が現在、丸山ワクチン製造承認問題に對しいかなる姿勢で臨んでいるのか、はなはだ不明確である。

私は、これだけの治療上の実績を有する丸山ワクチンをいつまでも未承認のまま放置することなく、一刻も早く製造承認すべきであるとの立場から繰り返し質問してきたところであるが、次の事項について質問する。

一 丸山ワクチンの有償治療という患者への供給は、薬事法のためから極めて異例であり、早急に丸山ワクチンの製造を承認し、問題の決着を図り、事態を解消すべきであると考え、政府の見解を伺いたい。

二 現在、丸山ワクチンを使用中の患者数が五万六千人もいるということは、丸山ワクチンに対するがん患者とその家族及び担当医師の期待が非常に大きいものであることを物語っている。しかるに、丸山ワクチンの製造が承認されないために健康保険の適用もなく、患者が丸山ワクチンによる治療を受けるために医師探しに苦勞し、また、経費の自己負担をしなければならぬということは、まことに遺憾である。丸山ワクチン製造承認問題の早期決着を図るため、厚生省は積極的に行政指導をすべきであると考え、政府の見解を伺いたい。

三 本年四月十九日付、毎日新聞夕刊のトップ記事で紹介された木本哲夫川崎医科大学教授の研究(丸山ワクチンが生体の間質成分の増殖を促がし、がんを抑え込む働きがあることが動物実験で証明され、臨床的にも確認された)は、丸山

ワクチンの薬効のメカニズムを解明し、その有効性を基礎づけるものである。この木本教授の研究結果は、アメリカの権威ある医学研究誌「ニューヨーク市立大学のマウントサイナイ医学部」の「がん発見と予防」六月号で発表されたというが、この木本教授は、丸山ワクチン製造承認の有力な資料となるのではないかと、政府の見解を伺いたい。

四 本年五月十一日に、アメリカ合衆国において丸山ワクチンについて、「リボ多糖体を有効成分とする腫瘍免疫療法剤」としてのいわゆる医薬物質特許が認められた。

その際、アメリカ合衆国特許庁は、特に丸山ワクチンの人体に対する臨床効果を確認するためのデータを追加要請し、特許申請者である丸山千里博士は、服部隆延博士の論文(Chemotherapy 28 (3) 171, 1980)及び中里博昭博士の論文(Saishin Geka 1197, 1980)を提出し、これらの資料が根拠となつて特許権が付与されたいきさつがある(なお、右二論文は、いずれも中央薬事審議会に提出済みのものである)。

右に述べたとおり、丸山ワクチンは、アメリカ合衆国において腫瘍免疫治療効果が認められて特許権を与えられたものであるが、このことは、我が国において丸山ワクチン製造承認の審査に当たつても大いに考慮されるべきではないかと思われる。特に物質特許が承認されたということは、丸山ワクチンの医薬品としての規格が確立されたものであることを示すものと考えられるが、これらの点について政府の見解を示されたい。

五 丸山ワクチンの製造承認に至る手続、すなわち、いかなる段階において製造承認についての結論が出されることになるのか、今後の見通しを明らかにされたい。

六 丸山ワクチンに関する中央薬事審議会の答申の中で、の附帯意見によると、丸山ワクチンの有

効性を確認するために、引き続き試験研究を行う必要があるものとして三項目を挙げているが、これらは、他の製造承認済みの制がん剤の場合には認可後に満たされるべき条件とされている例が多いように思われる。

前述のごとく、丸山ワクチン製造承認の必要性が極めて緊急にして大であることを考えると、厚生省は、今直ちにゼリア新薬工業に現段階で提出できる資料と今後の試験研究の方針を提出させ、それにより製造承認の判断をし、十分な点は継続して研究せよという措置をとることはできないのか、政府の積極的な見解を伺いたい。

内閣衆議院第六二二号

昭和五十七年八月十三日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員草川昭三君提出丸山ワクチン製造承認問題に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員草川昭三君提出丸山ワクチン製造承認問題に関する質問に對する答弁書

一及び五について

「SSM—注射液」については、昭和五十六年八月十四日の中央薬事審議会の答申及びその際の附帯意見の趣旨を踏まえて、現在、申請者において、引き続き試験研究が行われている。

今後、これらの試験研究に基づき新たな資料が提出されれば、改めて中央薬事審議会において審議が行われることとなるが、その審議結果を尊重して対処することとしている。

二について

現在、申請者において試験研究が行われているところであり、その適切な実施につき十分相談に応じ、必要な助言・指導を行つてまいりました。

いと考えている。

三について

御指摘の木本哲夫川崎医科大学教授の研究結果が、申請者から新たな資料の一部として提出された場合には、中央薬事審議会において審議評価が行われることとなる。

四について

医薬品の製造承認は、当該物質に係る特許の有無にかかわらず、保健衛生上の観点から、審議評価が行われるものである。

六について
医薬品の製造承認は、少なくともその有効性が確認されないものについて行われることはない。

なお、「SSM—注射液」については、現在、申請者において引き続き試験研究が行われているところであり、新たな資料の提出を待つて中央薬事審議会において審議が行われることとなる。

右答弁する。

(答弁通知書受領)

一、去る十日、内閣から、衆議院議員草川昭三君提出タバコの販売政策に関する質問に對して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十七年八月二十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、昨十七日、内閣から、衆議院議員稲葉誠一君提出鈴木内閣の「公約」と「政治責任」に関する質問に對して、質問事項について検討する必要がある、昭和五十七年九月四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、昨十七日、内閣から、衆議院議員稲葉誠一君提出「官房報償費」に関する質問に對して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十七年九月四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定

による通知書を受領した。

鈴木内閣不信任決議案
右の議案を提出する。

昭和五十七年八月十七日

提出者

竹入 義勝 不破 哲三
大久保直彦 松本 善明
賛成者
浅井 美幸外五十八名

鈴木内閣不信任決議

本院は、鈴木内閣を信任せず。
右決議する。

理由

一 今国会の最重要課題の一つは、六・八判決が改めて提起したロッキード疑獄の真相解明と構造汚職の根絶など、政治倫理の確立である。しかるに鈴木内閣は、「灰色高官」証人喚問、議院証言法改正、佐藤孝行議員辞職勧告決議の実現などに對し、その真相解明を恐れる党内勢力に迎合し、極めて消極的姿勢に終始して国民の期待を裏切つた。これは国民を欺く許し難い「ロッキード隠し」の態度であり、断じて容認することとはできない。

一 鈴木内閣の経済・財政運営の失敗は、多大な歳入欠陥を生じ、公約である「増税なき財政再建」「五十九年度赤字国債ゼロ」などは実行不可能であり、財政は今や破局的危機に直面している。この政治的責任は極めて重大であり、断じて看過できない。

一 また、長期化する景気の停滞は、今や見過しにできない状況に立ち至っている。この原因は、国民的要求である大幅所得税減税を拒否し、消費不況に対する対策を何ら講ぜず、手をこまねいていた結果である。不況を長びかせい

たずらに国民の不安を増大させている鈴木内閣の責任は重大である。

一 中国、韓国をはじめ、東南アジア諸国から厳しく批判されている教科書改訂問題は、歴史的事実を歪曲し、かつての軍国主義の侵略行為を正当化しようとする暴挙である。このような政府の態度は、歴史的事実を正確に後代に引き継ぎ、世界各国の信頼と友好を確立すべき政府の責任を放棄するものであり断じて容認できない。また、防衛費のGNP一％枠さえ形骸化しようとする防衛力増強政策や、終戦記念日の総理をはじめ多数の閣僚による靖国神社参拝問題などの右傾化路線は断じて許すことはできない。

一 鈴木内閣は、仲裁裁定と人事院勧告の完全実施について、今国会の議決・法改正を見送つた。これは現行法で保障されている労働者の権利に対する冒瀆であり、断じて容認できない。

一 鈴木内閣は、民主主義の基本にかかわる選挙制度の「改正」を、党略的発想と多数の論理で強行に成立させようとしている。しかも、その公職選挙法「改正」案は、国民の被選挙権、政治参加を不当に制約する憲法違反の反民主的な「改悪」法案であり、国民主権と議会制民主主義に真向から挑戦する暴挙であり、断じて許すことはできない。

以上のように、鈴木内閣の反国民的な政治姿勢は、政治不信を増大し、民主政治の危機を拡大している。

以上が、鈴木内閣不信任決議案を提出する理由である。

厚生省設置法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和五十七年二月十日
内閣総理大臣 鈴木 善幸

昭和五十七年八月十八日 衆議院会議録第三十三号

鈴木内閣不信任決議案 厚生省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

厚生省設置法の一部を改正する法律
第一条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「統計情報部を」の下に、「公衆衛生局に老人保健部を」を加える。
第七條第三項及び第四項を削る。
第九條に次の一項を加える。

2 老人保健部は、前項第一号の三及び第一号の四に掲げる事務並びに同項第十一号に掲げる事務のうち老人の保健の向上及び成人病の予防に関するものをつかさどる。

第二条 厚生省設置法の一部を次のように改正する。
第九條第二項中「及び第一号の四」を削る。

附則
1 この法律は、老人保健法（昭和五十七年法律第...）第五章の規定の施行の日から施行する。ただし、第二条の規定は、同法附則第四十一條の規定の施行の日から施行する。

2 老人保健法の一部を次のように改正する。
附則第四十一條のうち厚生省設置法第九條第一号の四を削る改正規定中「第九條第一号の四」を「第九條第一項第一号の四」に改める。

理由
老人保健対策を総合的に推進するため、公衆衛生局に老人保健部を設置するとともに、医務局次長を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

厚生省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
一 議案の要旨及び目的
本案は、老人保健対策を総合的に推進するための組織体制を整備しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 公衆衛生局に老人保健部を設置し、医務局次長を廃止すること。

2 老人保健部においては、老人保健法の施行に関する事務及び成人病の予防に関する事務等を所掌すること。

3 その他所要の規定の整理を行うこと。
なお、この法律は、老人保健法の施行に合わせ施行することとしている。

二 議案の可決理由
本案は、老人保健対策の総合的な推進を図るため、適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費として、約一億三千四百万円が昭和五十七年度一般会計予算に計上されている。
右報告する。

昭和五十七年八月十日
衆議院議長 福田 一殿
内閣委員長 石井 一

民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和五十七年五月十四日
衆議院議長 福田 一殿
参議院議長 徳永 正利

民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律
（民事訴訟法の一部改正）
第一条 民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第百四十四條各号列記以外の部分に次のただし書を加える。
但し訴訟が裁判ニ因ラズシテ完結シタル場合ニ於テハ当事者ガ訴訟ノ完結シタルコトヲ知リタル日ヨリ一週間ヲ経過スル迄ニ其ノ記載ヲ為スベキ旨ノ申出ヲ為シタル場合ヲ除ク

ノ外裁判長ノ許可ヲ得テ証人及鑑定人ノ陳述並検証ノ結果ノ記載ヲ省略スルコトヲ得

ハ此等ノ者ニ書類ヲ交付スルコトヲ得

第百五十四條に次の一項を加える。
前項ノ呼出ハ最初ノ期日ノ呼出ヲ除クノ外同項ニ定ムル方法以外ノ相当ト認ムル方法ニ依リテ之ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ期日ニ出頭セザル当事者、証人又ハ鑑定人ニ対シ法律上ノ制裁其ノ他期日ノ懈怠ニ因リ不利益ヲ歸スルコトヲ得ズ

第百七十一條に次の一項を加える。
第二項ノ規定ニ依リ送達アリタルトキハ裁判所書記官其ノ旨ヲ送達ヲ受ケタル者ニ通知スルコトヲ要ス

第百六十二條第二項中「郵便集配人」を「郵便ノ業務ニ従事スル者」に改める。
第百六十九條第一項の次に次の一項を加える。
前項ニ定ムル場所ガ知レザルトキ又ハ其ノ場所ニ於テ送達ヲ為スニ付支障アルトキハ送達ハ送達ヲ受クベキ者ガ雇用、委任其ノ他ノ法律上ノ行為ニ基キ就業スル他人ノ住所、居所、營業所又ハ事務所ニ於テ之ヲ為スコトヲ得送達ヲ受クベキ者其ノ就業スル場所ニ於テ送達ヲ受クベキ旨ノ申述ヲ為シタルトキ亦同シ

第百七十八條第一項中「知レザル場合」の下に「若ハ第百七十一條ノ規定ニ依リテ送達ヲ為スコト能ハザル場合」を加える。
第百九十一條第二項に次のただし書を加える。
但シ証拠ニ関スル事項ニ付テハ訴訟記録中ノ調書ノ記載ヲ引用スルコトヲ得

第百七十一條第一項中「送達ヲ為スベキ場所」を「第百六十九條第二項ニ定ムル場所以外ノ送達ヲ為スベキ場所」に改め、同項に後段として次のように加える。
郵便ノ業務ニ従事スル者郵便局ニ於テ書類ヲ交付スベキトキ亦同シ

第百六十九條第二項に次のように改める。
第百七十一條第一項、第百七十八條、第百七十九條第二項、第百八十一條第一項、第百八十二條第二項、第百八十三條第一項、第百八十五條第二項及び第百八十九條第一項中「五千元」を「十萬元」に改める。
第百九十四條に後段として次のように加える。
此ノ場合ニ於テハ第百四十四條但書ノ規定ヲ準用ス

第百六十九條第二項に次のように改める。
第百七十一條第一項、第百七十八條、第百七十九條第二項、第百八十一條第一項、第百八十二條第二項、第百八十三條第一項、第百八十五條第二項及び第百八十九條第一項中「五千元」を「十萬元」に改める。
第百九十四條に後段として次のように加える。
此ノ場合ニ於テハ第百四十四條但書ノ規定ヲ準用ス

第百五十六條ノ二を次のように改める。
第百五十四條第二項ノ規定ハ最初ノ期日ノ呼出ニ之ヲ準用ス

第百七十一條第二項中「前項ニ掲グル者其ノ他」を「送達ヲ受クベキ者又ハ第一項前段ノ規定ニ依リ」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。
第百六十九條第二項ニ定ムル場所ニ於テ送達ヲ受クベキ者ニ出會ハザル場合ニ於テ同項ノ他人又ハ其ノ法定代理人、事務員若ハ雇人ニシテ事務ヲ弁識スルニ足ルベキ知能ヲ具フル者ガ書類ノ交付ヲ受クルコトヲ拒マザルトキ

第百五十三條第一項を次のように改める。
本編及ビ次編ノ規定ニ從ヒ保証ヲ立ツ義務ヲ負ハシメ又ハ保証ヲ立テ若クハ供託ヲ為スコトヲ許シタル場合ニ於テ供託ヲ為スニハ其裁判ヲ為シタル裁判所又ハ執行裁判所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ管轄区域内ノ供託所ニ之ヲ為スコトヲ要ス

第百六十九條第二項ニ定ムル場所ニ於テ送達ヲ受クベキ者ニ出會ハザル場合ニ於テ同項ノ他人又ハ其ノ法定代理人、事務員若ハ雇人ニシテ事務ヲ弁識スルニ足ルベキ知能ヲ具フル者ガ書類ノ交付ヲ受クルコトヲ拒マザルトキ

第百五十三條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第二項を削る。

(民事調停法の一部改正)

第二条 民事調停法(昭和二十六年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。
第三十四條中「呼出を呼出し」に、「三千元」を「五萬元」に改める。
第三十五條及び第三十七條中「五千元」を「十萬元」に改める。
第三十八條中「二萬元」を「二十萬元」に改める。

附則

第一条 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。
(前則に關する経過措置)
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部改正)

第三条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第六十九條の二中「執行官」の下に「とあり、及び「裁判所書記官」を加える。
(特許法の一部改正)

第四条 特許法(昭和二十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
第百五十一條中「第百五十四條(呼出)」を「第百五十四條第一項(呼出し)」に、「第百五十四條」を「第百四十條前段、第百四十一條」に、「証拠調べ」を「証拠調べ」に改める。

第百九十九條中「及び第百六十三條を」「第百六十三條及び第百七十一條第四項」に、「裁判所書記官」を「裁判所書記官」に改める。
第百九十一條第一項中「知れないとき」の下に「又は前条において準用する民事訴訟法第百七十二條の規定により送達をすることができないとき」を加える。

第百九十一條第一項中「知れないとき」の下に「又は前条において準用する民事訴訟法第百七十二條の規定により送達をすることができないとき」を加える。

(公害紛争処理法の一部改正)

第五条 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第八号)の一部を次のように改正する。
第四十五條の二中「第百七十二條」を「第百七十一條第四項及び第百七十二條」に改める。

報告書

民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)に關する報告書

議案の要旨及び目的
本案は、民事訴訟手続等の適正、円滑な進行を図るため、民事訴訟法等の一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 送達を受けるべき者の住所、居所、營業所又は事務所が知れないとき、又はその場所において送達をするにつき支障があるときは、送達は、これを受けるべき者の就業場所においてもすることができるようになること。
2 簡易裁判所以外の裁判所においても、最初の期日の呼出しを除き、いわゆる簡易呼出しができるものとする。

3 訴訟が裁判により完結した場合においては、原則として、証人調書等の作成を省略することができるものとする。

4 判決書の事実摘示欄中に証拠に關する事項を記載するには、訴訟記録中の証拠の標目を引用することができるものとする。

5 証人の不出頭に対する制裁としての過料及び罰金等民事訴訟法及び民事調停法中の過料及び罰金の多額を相当額に改定すること。
議案の可決理由
本案は、裁判事務の実情にかんがみ、就業場所への送達等送達手続の合理化並びに証人調書

等の作成及び判決書の記載の簡素化を図るとともに、経済情勢の変動にかんがみ、民事訴訟及び民事調停に係る過料及び罰金の額を引き上げる等の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和五十七年八月十三日

法務委員長 羽田野忠文

衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本法の施行に当たっては、次の事項について配慮されたい。

一 訴訟が裁判によらないで完結した場合における証人調書等の作成省略については、調書の速やかな作成を求める法の趣旨にかんがみ、その運用に遺憾なきを期し、当事者の訴訟上の利益を損なわないこと。

二 就業場所への送達については、あらかじめ住居所等への送達を試みた上で行う等その運用に慎重を期し、当事者のプライバシー保護に欠けることのないこと。

行政書士法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

昭和五十七年八月十七日

提出者

地方行政委員長 中山 利生

行政書士法の一部を改正する法律

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(資格)

第二条 次の各号の一に該当する者は、行政書士となる資格を有する。

- 一 行政書士試験に合格した者
- 二 弁護士となる資格を有する者
- 三 弁理士となる資格を有する者
- 四 公認会計士となる資格を有する者
- 五 税理士となる資格を有する者
- 六 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して二十年以上(次条第一号に該当する者にあつては十七年以上)になる者

第四条を次のように改める。

(行政書士試験)

第四条 行政書士試験は、自治大臣が、毎年一回以上行う。

2 行政書士試験は、行政書士の業務に関し必要な知識及び能力について行う。

3 自治大臣は、行政書士試験の施行に関する事務を都道府県知事に委任するものとする。

4 行政書士試験を受けようとする者は、政令で定めるところにより、試験手数料を当該都道府県に納めなければならない。

5 前四項に規定するもののほか、試験の科目、受験手続その他行政書士試験に関し必要な事項は、都道府県規則で定める。

第六条第一項中「その資格を有する」を「その事務所を設けようとする」に改め、同条第五項を削る。

第六条の四中「第六条第一項の下に(次条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(登録の移転)

第六条の五 行政書士は、他の都道府県の区域内に事務所を移転しようとするときは、当該都道府県の区域内に設立された行政書士会に対し、登録の移転の申請をしなければならない。

2 行政書士会は、前項の規定による登録の移転の申請を受け、行政書士名簿に登録したときは、自治省令で定めるところにより、当該申請者が従前登録を受けていた行政書士会に通知しなければならない。

3 第六条第一項及び第三項並びに第六条の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による登録について準用する。

第七条の見出し中「抹消」を「抹消」に改め、同条第一項中「左の」を「次の」に、「抹消」を「抹消」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 他の行政書士会において前条第二項の規定による登録を受けたとき。

第十六条の五を次のように改める。

(入会及び退会)

第十六条の五 行政書士は、第六条の二第二項又は第六条の五第二項の規定による登録を受けた時に、当然、当該登録を受けた行政書士会の会員となる。

2 行政書士は、第七条第一項各号の一に該当するに至ったとき又は同条第二項の規定により登録を抹消されたときは、その時に、当然、その所属する行政書士会を退会する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律施行の際現に行政書士である者及びこの法律による改正前の行政書士法第四条の規定による行政書士試験に合格した者は、この法律による改正後の行政書士法(以下「新法」という。)第二条の規定による行政書士となる資格を有するものとみなす。

3 行政書士でこの法律の施行の日において行政書士会の会員でないものは、同日から起算して六月を経過する日までに登録を受けた行政書士会に入会届を提出して当該行政書士会の会員となることができるものとし、当該六月を経過する日までに当該行政書士会の会員とならなかったときは、その翌日において新法第七条第一項第三号に該当することとなつたものとみなして、同項の規定を適用する。

理 由

行政書士制度の実情等にかんがみ、その改善を図り、行政書士業務の適正化に資するため、行政書士となることのできる資格要件の引上げ、行政書士試験制度の改善、行政書士会への入会制度の整備等を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公職選挙法の一部を改正する法律案

右の本院提出案を送付する。

昭和五十七年七月十六日

参議院議長 徳永 正利

衆議院議長 福田 一殿

昭和五十七年八月十八日 衆議院會議録第三十三号 公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条（参議院地方選出議員の選挙区）」を「第十四条（参議院選挙区選出議員の選挙区）」に、「第六十八条の二（同一氏名等の候補者に対する投票の効力）」を「第六十八条の二（同一氏の候補者等に対する投票の効力）」に、「第八十一条（参議院全国選出議員の場合の選挙会の開催）」を「第八十一条（参議院比例代表選出議員の場合の選挙会の開催）」に、「第八十六条（公職の候補者の被選挙権）」を「第八十六条の二（被選挙権）」に、

第八十六條の二（被選挙権）

の立候補の届出等)を「第八十六条(参议院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補の不在者の立候補の禁止)」を「第八十六条の二(参议院比例代表選出議員の選挙における名簿によるの立候補の届出等)」を「第八十六条の三(被選挙権のない者の立候補の禁止)」に、「第八十七条(重複立候補の禁止)」を「第八十七条(重複立候補等の禁止候補の届出等)」

止」に、「第九十一条（公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合）」を「第九十一条（公務員となつた候補者の取扱ひ）」に、「第九十三条（供託物の没収）」を「第九十三条（公職の候補者に係る名簿届出政党等に第九十四条削除

係る供託物の没収」に、「第九十五条（当選人）を「第九十五条（参議院比例代表選出議員の選挙に係る供託物の没収）」に、第九十五条の二（参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の数及び当選人）」に、「第九十七条（参議院外への選挙における当選人）」に、「第九十七条（当選人の繰上補充）」を「第九十七条（参議院外への選挙における当選人の数及び当選人）」に、第九十八条（被選挙権の喪失と繰上補充）」に、第九十八條（被選挙権の喪失と

[illegible]

(三)選挙の効力の発生については、第百五条(立憲記者の附及て生存)を、第百五条(立憲記者の不生存及び告示)に、「第百九条（衆議院議員、参議院地方選出議員及び地方公共団体の長の再選挙）」を「第百九条（衆議院議員、参議院選舉区選出議員及び地方公共団体の長の再選挙）」に、「第一百十條（參議院全國選出議員及び地方公共團體の議會の議員の再選挙）」を「第一百十條（參議院比例代表選出議員及び地方公共團體の議會の議員の再選挙）」に、「第百十四條（長が欠けた場合及び退職の申立があつた場

合の選挙」を「第百十四条（長が欠けた場合及び退職の申立てがあつた場合の選挙）」に、「第百二十九条」第百七十八条の二」を「第百二十九条」第百七十八条の三」に、「第百六十四条の七（参議院九条」第百七十八条の二）」を「第百二十九条」第百七十八条の三」に、「第百六十四条の八（街頭演

全国選出議員の選挙における街頭演説の特例
 説の場合の選挙運動員等の制限

を「第百六十四条の七（街頭演説の場合の選挙運動員

「第百七十三條（參議院全國選出議員の候補者の氏名等の揭示）に、第百七十四條の二（氏名等の掲載の順序その他揭示する場合）を「第百七十三條及

第百七十五条（氏名等の揭示に關しその他必要な事項）
 「第百七十五条の二（投票記載所の氏名等の揭示）を「第百七十五条
 第百七十四条 削除」に、

（投票記載所の氏名等の揭示）に、「第百七十八条の二（選挙期日後の文書図画の撤去）」を「第百七十八条の二（選挙期日後の文書図画の撤去）」と改題し、

[illegible]

議員の選挙の特例」を第十四章の二 衆議院議員及び参議院（選挙区選出）議員の選挙の特例」に、

四條の二（おとり罪）を、第二百一十四條の二（おとり罪）に、第二百二十八條の二（名簿登録者の選定に関する罪）に、第二百

条（投票干渉罪）を「第二百二十八条（投票干渉罪）」に、「第二百七十一条の三（再立候補の場合の特例）」を「第二百七十一条の三（参議院比例代表選出議員の再選挙又は補欠選挙の特例）」と改題する。

第四條第二項中「全國選出議員」を「比例代表選出議員」に改める。
（選挙区選出議員を、「因り」を「より」に改める。）

に改める。

出議員」に、「地方選出議員」を「選挙区選出議員」に改める。

第二十二條第二項及び第二十三條第一項中「参議院全國選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

第五條第一項中「特別の定」を「特別の定め」に改める。

第三十四條第四項中「參議院全國選出議員」を「除く外、參議院（全國選出議員）を「除くほか、

参議院(比例代表選出)議員に、「参議院(地方選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改め、同「除く外」を「除くほか」に、「参議院全国選出議員」

を「参議院比例代表選出議員」に改める。
第三十六条中「但し」を「ただし」に、「地方選出

第十二条第一項中「参議院(地方選出)議員」を議員及び全国選出議員を、選挙区選出議員及び比例代表選出議員」に改める。

第三十七条第三項中「地方選出議員」を「選挙区選出議員」に、「全国選出議員」を「比例代表選出議員」に改める。

第十四条の見出しを「参議院選挙区選出議員の員」に改める。

第四十六条第一項中「選挙人」を「参議院(比例代表選挙区)」に改め、同条中「参議院(地方選出議員)」

を「参議院（選挙区選出）議員」に改める。

第十五条の二第二項中「参議院（地方選出）議員一人」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条

を「参議院(選挙区選出)議員」に、「参議院地方選出議員」を「参議院選挙区選出議員」に改むる。

第二項の次に次の一項を加える。

参議院(比例代表選出)議員の選挙区については、

は、選挙人は、投票所において、投票用紙に「

100

の名簿届出政党等第八十六条の二第一項（名簿による立候補の届出）の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）の同項の届出に係る名称又は略称を自書して、これを投票箱に入れないといけない。

第四十六條の二第二項中「第六十八條」を「第六十八條第一項」に、「同條第二號」を「同項第二號」に、「同條第三號及び第四號」を「同項第三號及び第四號」に、「同條第五號」を「同項第五號」に、「氏名の外」を「氏名のほか」に、「もの」但しを「もの」に、ただし「同條第六號」を「同項第六號」に、「同條第七號」を「同項第七號」に、「同一氏名等の候補者」を「同一氏名の候補者等」に改める。

第四十八條第一項中「因り」を「より」に改め「氏名」の下に「（參議院比例代表選出議員の選挙にあつては、名簿届出政党等の名称及び略称）」を、「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第二項中「氏名」の下に「又は一の名簿届出政党等の名称若しくは略称」を加える。

第四十九條第一項中「左の」を「次の」に、「困り」を「より」に、「第一項但書」を「第一項ただし書」に、「第四十六條第一項」を「第四十六條第一項及び第二項」に、「第五十條選舉人の確認及び投票の拒否」及び「を」を「次条並びに」に改め、同条第二項中「第四十六條第一項、第五十條及び」を「第四十六條第一項及び第二項、次条並びに」に改める。

第五十二條中「氏名」の下に「又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称」を加える。

第五十六条中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

第五十七條第一項中「因り」を「より」に、「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に、「但し」を「ただし」に、「少くとも」を「少なくとも」に改め、同条第二項中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

第六十一条第三項中「地方選出議員」を「選挙区選出議員」に、「全国選出議員」を「比例代表選出議員」に改める。

第六十二條第一項中「公職の候補者」の下に「（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、名簿届出政党等）」を加え、「行なわれるを」「行われる」に改め、同条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「辞したとき」の下に「又は名簿届出政党等につき」

第八十六條の二(名簿による立候補の届出等)第八項の規定による届出があつたとき若しくは同条第九項の規定による却下があつたとき、同条第七項中「又は」を「若しくは」に改め、「辞したとき」の下に「又は名簿届出政党等につき第八十六條の二第八項の規定による届出があつたとき若しくは同条第九項の規定による却下があつたとき」を加え、同条第八項ただし書中「但し」を「ただし」を加え、同条第八項ただし書中「但し」を「ただし」を加え、

に、「届し」を「属する政党その他の政治団体若しくは同項の規定による開票立会人を届け出た名簿届出政党等」に、「候補者の届出」を「候補者若しくは名簿届出政党等の届出」に改める。

第六十六条第三項中「終つた」を「終つた」に、「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

員の選挙」に改める。

第六十八条中「左の」を「参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙については、次の」に改め、同条第一号中「成規」を「所定」に改め、同条第二号中「第八十六条の二」を「第八十六条の四」に、「第八十七条」を「第八十七条第一項」に改め、同条第五号中「氏名の外」を「氏名のほか」に、「もの但し」を「もの。ただし」に改め、同条に次の一項を加える。

2 参議院（比例代表選出）議員の選挙については、次の投票は、無効とする。

一 所定の用紙を用いないもの
二 名簿届出政党等以外の政党その他の政治団体(第八十六条の二(名簿)による立候補の届出等)第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体を含む。)の名称又は略称を記載

三 第八十六条の二第一項の届出をした政党その他の政治団体で同項各号のいずれにも該当

《名簿の重複届出の禁止》の規定に違反して第八十六条の二第一項の名簿を重ねて届け出ている政党その他の政治団体の名称又は略称を記載したものの

四 第八十六条の第二項の名簿登載者の全員が同条第五項前段に規定する事由に該当しており又は同項後段の届出がされている場合の当該名簿に係る政党その他の政治団体の名称又は略称を記載したもの

五 一投票中に二以上の名簿届出政党等の第八十六条の第二項の届出に係る名称又は略称を記載したもの

六 名簿届出政党等の第八十六条の二第一項の届出に係る名称及び略称のほか、他事を記載したもの。ただし、本部の所在地 代表者の氏名又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。

七 名簿届出政党等の第八十六条の二第一項の

入名簿届出政党等のいずれを記載したかを確
認し難いもの

第六十八条の二の見出し中「同一氏名等の候補
者」を「同一氏名の候補者等」に改め、同条第一項
中「前条第七号」を「前条第一項第七号」に改め、同
条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「当該候補
者」の下に「又は当該名簿届出政党等」を加え、「按
ガ」を「あん分」に改め、同項を同条第三項とし、

同条第一項の次に次の一項を加える。

第八十六條の二《名簿による立候補の届出等》

第一項の届出に係る名称又は略称が同一である名簿届出政党等が二以上ある場合において、その名称又は略称のみを記載した投票は、前条第二項第八号の規定にかかわらず、有効とする。

第七十五条第二項中「参議院(全国選出)議員」を

「を」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

第七十六條及び第七十七條第一項中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

第七十八條中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に、「予め」を「あらかじめ」に

改める。第七十九条第一項中「第六十八條を」「第六十八條第一項に」「第六十八條の二」を「第六十八條の二第一項及び第三項に」「合せて」を「合わせて」に改める。

第八十条第一項中「參議院全國選出議員」を「參議院比例代表選出議員」に、「立會」を「立會い」に改め、「候補者」の下に「又は各名簿届出政党等」を附す。

加え、同条第三項中「候補者」の下に、又は各名簿
届出政党等」を加える。

第八十一条の見出し中「参議院全国選出議員」を
「参議院比例代表選出議員」に改め、同条第一項中
「参議院全国選出議員」を「参議院（比例代表選
出議員）に、「終った」を「終わった」に、「写」を

「写し」に改め、同条第二項中「立会」を「立会い」に、「各公職の候補者」を「各名簿届出政党等」に改め、同条第三項中「各公職の候補者」を「各名簿届出政党等」に改める。

第八十三条第二項及び第八十四条中「参議院全
国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改め
る。

第八十六条の見出しを「(参議院比例代表選出議
員の選挙以外の選挙における候補者の立候補の届出

出等」に改め、同条第一項中「公職の候補者」の下に「（参議院比例代表選出議員の候補者を除く。以

「次条及び第八十七条を「第八十六条の四（被選挙権のない者の立候補の禁止）」又は第八十七条第一項に、「参議院議員」を「参議院選挙区選出議員」に改め、「地位にある者」の下に「（次条、第八十六

条の三「政党その他の政治団体の名称の届出等」
第百六十九条「選挙公報の発行手続」第五項及び第
百七十五条「投票記載所の氏名等の掲示」第三項に

において「代表者」という。を加え、同条第五項中「参議院議員及び参議院(地方選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改め、「参議院(全国選出)議員の選挙にあつてはその選挙の期日前十日までに」を削り、同条第九項中「次条又は第八十七条」を「第八十六条の四又は第八十七条第一項」に改め、同条第十一項中「第九十一条」を「第九十一条第一項」に改め、「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)」を削る。

第八十六条の二を第八十六条の四とし、第八十六条の次に次の二条を加える。

(参議院比例代表選出議員の選挙における名簿による立候補の届出等)

第八十六条の二 参議院(比例代表選出)議員の選挙においては、次の各号の一に該当する政党その他の政治団体は、当該政党その他の政治団体の名称(一の略称を含む。)並びにその所属する者(当該政党その他の政治団体が推薦する者を含む。以下この条及び第九十八条「被選挙権の喪失と当選人の決定等」第二項において同じ。)の氏名及びそれらの者の間における当選人となるべき順位を記載した文書(以下「名簿」という。)を選挙長に届け出ることにより、その名簿に記載されている者(以下「名簿登載者」という。)を当該選挙における候補者とすることができる。

一 当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を併せて五人以上有すること。

二 直近において行われた衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の四以上であること。

三 当該参議院議員の選挙において公職の候補者(この項の規定による届出をすることにより公職の候補者となる名簿登載者を含む。)を

十人以上有すること。

2 前項の届出は、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から二日間に、郵便によることなく、当該名簿に次に掲げる文書を添えて、しなければならない。

一 政党その他の政治団体の名称、本部の所在地及び代表者の氏名並びに名簿登載者の氏名、本籍、住所、生年月日及び職業並びに政令で定める事項を記載し、代表者が署名押印した文書

二 政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書

三 前項各号の一に該当することを証する政令で定める文書

四 当該届出が第八十七条(重複立候補等の禁止)第三項の規定に違反するものでないことを代表者が誓う旨の宣誓書

五 名簿登載者の公職の候補者となることについての同意書及び第八十六条の四(被選挙権のない者の立候補の禁止)又は第八十七条第一項若しくは第二項の規定により公職の候補者となることのできない者でないことを当該名簿登載者が誓う旨の宣誓書

六 名簿登載者の選定及びそれらの者の間における当選人となるべき順位の決定(以下単に「名簿登載者の選定」という。)を当該政党その他の政治団体の政治団体の名称、その構成員の選出方法並びに名簿登載者の選定の手続を記載した文書並びに当該名簿登載者の選定を適正に行つたことを当該機関を代表する者が誓う旨の宣誓書

七 その他政令で定める文書

8 名簿に記載する政党その他の政治団体の名称及び略称は、次条第四項の告示に係る政党その他の政治団体にあつては当該告示に係る名称及び略称、その他の政党その他の政治団体にあつては同項の規定により告示された名称及び略称並びにこれらに類似する名称及び略称並びにそ

の代表者若しくは名簿登載者の氏名が表示され又はそれらの者の氏名が類推されるような名称及び略称以外の名称及び略称でなければならない。この場合において、同項の告示に係る政党その他の政治団体の当該告示に係る名称及び略称がその代表者若しくは名簿登載者の氏名が表示され又はそれらの者の氏名が類推されるような名称及び略称となつていないときは、当該政党その他の政治団体は、前段の規定の適用については、同項の告示に係る政党その他の政治団体でないものとみなす。

4 名簿に記載することができず候補者となるべき者の数は、当該選挙において選挙すべき議員の数を超えることができない。

5 当該選挙の期日までに、名簿登載者が死亡し若しくは第九十一条(公務員となつた候補者の取扱い)第二項若しくは第三項(当選人が兼職禁止の職にある場合の特例)第四項の規定に該当するに至つたことを知つたとき又は第八十六条の四若しくは第八十七条第一項若しくは第二項の規定により公職の候補者となり若しくは公職の候補者であることができない者であることを知つたときは、選挙長は、第一項の規定による届出に係る名簿における当該名簿登載者に係る記載をまつ消するとともに、直ちにその旨を当該名簿届出政党等に通知しなければならない。名簿登載者につき除名、離党その他の事由により当該名簿届出政党等に所属する者でなくなつた旨の届出が当該選挙の期日の前日までに当該名簿届出政党等から文書でされたときも、また同様とする。

6 前項後段の文書には、当該届出に係る事由が、除名である場合にあつては当該除名の手続を記載した文書及び当該除名が適正に行われたことを代表者が誓う旨の宣誓書を、離党である場合にあつては当該名簿登載者が名簿届出政党等に提出した離党届の写しを、その他の事由である場合にあつては当該事由を証する文書を、

7 それぞれ、添えなければならない。

7 第一項の規定による届出の後(この項の規定による届出があつたときは、当該届出の後)名簿登載者でなくなつた者の数が第一項の規定による届出のときにおける名簿登載者の数の四分の一に相当する数を超えるに至つたときは、名簿届出政党等は、当該選挙の期日前十日までの間に、同項及び第二項(第二号から第四号までを除く。)の規定の例により、当該名簿登載者でなくなつた者の数を超えない範囲内において、名簿登載者の補充の届出をすることができる。

この場合においては、当該届出の際現に名簿登載者である者の当選人となるべき順位をも変更することができる。

8 名簿届出政党等は、前項に規定する日までの間に、郵便によることなく文書で選挙長に届け出ることにより、名簿を取り下げることができ。この場合においては、取下げの事由を証する文書を添えなければならない。

9 第一項の届出が同項各号のいずれにも該当しない政党その他の政治団体によつてされたものであること若しくは第三項若しくは第四項若しくは第八十七条第三項の規定に違反してされたものであることを知つたとき又は第一項の規定による届出に係る名簿につき第七項に規定する期限経過後において名簿登載者の全員が第五項の規定により当該名簿における記載をまつ消すべき者であることを知つたときは、選挙長は、当該第一項の届出を取下げなければならない。

10 第七項の届出が同項の規定に違反してされたものであることを知つたときは、選挙長は、当該届出を取下げなければならない。

11 第一項、第七項若しくは第八項の規定による届出があつたとき、第九項若しくは前項の規定により届出を取下げたとき又は第五項の規定により名簿における名簿登載者に係る記載をまつ消したときは、選挙長は、直ちにその旨を告示するとともに、中央選挙管理会に報告しなければならない。

ばならない。

12 第一項第一号に規定する衆議院議員又は参議院議員の数の算定その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

(政党その他の政治団体の名称の届出等)

第八十六條の三 前条第一項に規定する政党その他の政治団体のうち同項第一号又は第二号に該当する政党その他の政治団体は、参議院議員の任期満了の日前九十日に当たる日から七日を経過する日までの間に、郵便によることなく文書で、当該政党その他の政治団体の名称及び一の略称を中央選挙管理会に届け出るものとする。

この場合において、当該名称及び略称は、その代表者若しくは名簿登載者としようとする者の氏名が表示され、又はそれらの者の氏名が類推されるような名称及び略称であつてはならない。

2 前項の文書には、当該政党その他の政治団体の名称及び一の略称、本部の所在地、代表者の氏名その他政令で定める事項を記載しなければならぬ。

3 第一項の文書には、当該政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書及び当該政党その他の政治団体が前条第一項第一号又は第二号に該当することを証する政令で定める文書を添えなければならない。

4 中央選挙管理会は、第一項の期間経過後速やかに、同項の規定による届出に係る政党その他の政治団体の名称及び略称、本部の所在地並びに代表者の氏名を告示しなければならない。

5 第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体は、前項の規定による告示があつた日以後においても、郵便によることなく文書で、中央選挙管理会に当該届出を撤回する旨の届出をすることができ、この場合においては、中央選挙管理会は、その旨の告示をしななければならない。

6 参議院(比例代表選出)議員の再選挙及び補欠選挙における第一項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第八十七条の見出しを「重複立候補等の禁止」に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 一の名簿の公職の候補者たる名簿登載者は当該選挙において、同時に、他の名簿の公職の候補者たる名簿登載者であることができない。
- 3 参議院比例代表選出議員の選挙において、名簿届出政党等は、重なる名簿を届出ることができない。

第九十條中、又は推薦届出をされたときを二若しくは推薦届出をされたとき又は第八十六條の二（名簿による立候補の届出等）第一項及び第七項の規定による届出により公職の候補者となつたとき）に改める。

第九十二条の見出しを「公務員となつた候補者の取扱い」に改め、同条に次の一項を加える。

2 参議院比例代表選出議員の選挙において、名簿登載者が第八十八条又は第八十九条の規定により公職の候補者となることのできない者となつたときは、その者は、公職の候補者たる名簿登載者でなくなるものとする。

第九十二条中「除くほか、」の下に「第八十六条
《公職の候補者の立候補の届出等》第二項、第二
項、第五項、第六項及び第八項の規定により」を
加え、同条第一号中「百万円」を「二百万円」に改
め、同条第二号を削り、同条第三号中「参議院候補

方選出議員」を「參議院（選舉区選出）議員」に「百万円」を「二百万円」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「二十万円」を「四十万円」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「百万円」を「二百万円」に改め、同号を同条第四号とし、

同条第六号中「十五万円」を「三十万円」に改め、同条第六号とし、同条第七号中「六十万円」を「百二十万円」に改め、同条第七号とし、同条第八号中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第八号とし、同条第九号中「二十五万円」を

「五十万円」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十号中「十二万円」を「二十四万円」に改め、同号を同条第九号とし、同条に次の一項を加える。

2 第八十六条の二名簿による立候補者の届出等
第一項の規定により届出をしようとする政党その他の政治団体は、四百万円に当該名簿の名簿記載者の数を乗じて得た金額又はこれに相当する額の国債証書を供託しなければならない。

第九十三条の見出しを、「公職の候補者に係る供託物の没収」に改め、同条第一項中「公職の候補者」を「第八十六条（公職の候補者の立候補の届出等）第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項の規定により届出又は推薦届出のあつた公職の候

補者に、「左の」を「次の」に、「前条」を「前条第一項」に、「参議院議員」を「参議院（選挙区選出）議員」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「参議院（地方選出）議員」を「参議院（選挙区選出）議員」に、「八分の一 但し」を「八分の一。ただし」。

に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条第二項中「公職の候補者が」を「同項に規定する公職の候補者が」に、「第九十一条」を「第九十一条第一項に、及び公職の候補者」を「及び前

項に規定する公職の候補者」に改め、「（公職の候補者の立候補の届出等）」を削る。

第九十四条を次のように改める。

（名簿届出政党等に係る供託物の没収）

第九十四条 参議院（比例代表選出）議員の選挙に

おいて、名簿届出政党等につき、第一号に掲げ
 る数が第二号に掲げる数に達しないときは、当
 該名簿届出政党等に係る第九十二条(供託)第二
 項の供託物のうち四百万円に同号に掲げる数か
 ら第一号に属する数と減じて得る数とを算して得る

に、其の長に於ける其の数を減して得た數を乘して得た金額に相當する額の供託物は、國庫に歸属する。

一 当該名簿届出政黨等に係る当選人の數に二を乘じて得た數

二 第八十六條の二（名簿による立候補の届出等）第一項の規定による届出のときにおける名簿登載者の数

り下げ、又は同条第九項の規定により同条第一項の届出を却下された政党その他の政治団体に係る第九十二条第二項の供託物は、国庫に帰属する。

第九十五条の見出しを「参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人」に改め、同条第一項中「各選挙において」を「参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては」に、「但し、左の」を「ただし、次の」に改め、同項第三号し、左の」を「ただし、次の」に改め、同項第三号

を削り、同項第三号中「参議院(地方選出議員)」を「参議院(選挙区選出)議員」に、「得票 但し」を「得票。ただし」に改め、同号を同項第二号とし、「同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条の次に次の一条を加える。

(参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の数及び当選人)
第九十五条の二 参議院(比例代表選出)議員の選挙においては、各名簿届出政党等の得票数を一旦から当該名簿届出政党等に係る名簿登載者(並

該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。第百三条（当選人が兼職禁止の職にある場合等の特例）第四項を除き、以下この章及び本章において同じ。）の数に相当する数までの各格別章で順次除いて得たすての商のうち、その数値の最も大きいものから順次と数えて当該選挙の

前頁の具合において、二以上の商が同一の数の

名簿届出政党等に係る当選人の数を定めることとすることができなるときは、それらの商のうち、当該選挙において選挙すべき議員の数に相当する数に

なるまでにあるべき商を、選挙会において、選挙長がくじで定める。

3 参議院(比例代表選出)議員の選挙において、各名簿届出政党等の届出に係る名簿登載者のうち、それらの者の間における当選人となるべき順位に従い、前二項の規定により定められた当該名簿届出政党等の当選人の数に相当する数の名簿登載者を、当選人とする。

第九十六条中「第二百八条(当選の効力に関する訴訟)」を「第二百八条(当選の効力に関する訴訟)第一項に、「当選人を定める」を「当選人(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、名簿届出政党等に係る当選人の数又は当選人。以下この条において同じ。)を定める」に改める。

第九十七条の見出しを「(参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人の繰上補充)」に改め、同条第一項中「当選人が死亡者」を「参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙について、当選人が死亡者」に、「第九十五条第一項但書」を「第九十五条第一項ただし書」に改め、同条第二項中「参議院議員」を「参議院選挙区選出議員」に、「第九十五条第一項但書」を「第九十五条第一項ただし書」に、「第九十五条第二項」を「同条第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の繰上補充)

第九十七条の二 参議院(比例代表選出)議員の選挙について、当選人が死亡者である場合、第九十九条(被選挙権の喪失)若しくは第百三条(当選人が兼職禁止の職にある場合の特例)第二項及び第四項の規定により当選を失つた場合又は第二百五十一条(当選人の選挙犯罪による当選無効)の規定により当選が無効となつた場合において、当該当選人に係る名簿の名簿登載者で当選人とならなかつたものがあるときは、直ちに選挙会を開き、その者の中から、その名簿における当選人となるべき順位に従い、当選人を定めなければならない。

第九十八条の見出し中「決定」を「決定等」に改め、同条中「前二条」を「前三条」に、「第九十五条第一項但書」を「第九十五条第一項ただし書」に、「又は第九十五条第二項」を「同条第二項」に、「受けた得票者」を「受けた得票者又は名簿登載者」に改め、同条の次に次の二項を加える。

2 参議院(比例代表選出)議員の選挙に係る第九十六条(当選人の更正決定)又は前条の場合において、名簿登載者で当選人とならなかつたものにつき除名、離党その他の事由により当該名簿届出政党等に所属する者でなくなつた旨の届出が、文書で、これらの条に規定する事由が生じた日の前日までに選挙長にされているときは、これを当選人と定めることができない。名簿を取り下げる旨の届出が、文書で、これらの条に規定する事由が生じた日の前日までに選挙長にされている場合は当該名簿に係る名簿登載者で当選人とならなかつたものについても、また同様とする。

3 第八十六条の二(名簿による立候補の届出等)第六項及び第八項後段の規定は、前項の届出について準用する。

第九十九条第一項中「第五項の規定による届出のあつた候補者」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第八十六条の二(名簿による立候補の届出等)第一項又は第七項の規定による届出に係る名簿登載者。第三項において同じ。)」を加え、「同条」を「第八十六条」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に、「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

第一百一条の見出し中「当選人」を「参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人」に改め、同条第一項中「当選人」を「参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙において、当選人が」に改め、「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)」を削り、同条第二項中「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)」を削り、「且つ」を「かつ」に改め、同条の次に

次の一条を加える。

(参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の数及び当選人の決定の場合の報告、告知及び告示)

第一百一条の二 参議院(比例代表選出)議員の選挙において、名簿届出政党等に係る当選人の数及び当選人が定まつたときは、選挙長は、直ちに名簿届出政党等に係る得票数、当選人の数並びに当選人の住所及び氏名その他選挙の次第を、中央選挙管理会に報告しなければならない。

2 前項の報告があつたときは、中央選挙管理会は、直ちに名簿届出政党等には得票数、当選人の数並びに当選人の住所及び氏名を、当選人に係る得票数、当選人の数並びに当選人の住所及び氏名を告示しなければならない。

3 第九十七条の二(名簿届出政党等に係る当選人の繰上補充)又は第九十二条第二項(参議院比例代表選出議員の欠けた場合の繰上補充)の場合においては、前二項中「得票数、当選人の数並びに当選人」とあるのは、「当選人」とする。

第九十二条を次のように改める。

(当選等の効力の発生)

第一百二条 当選人の当選の効力(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、当選人の数の決定の効力を含む。)は、第一百一条第二項(当選人の告示)又は前条第二項の規定による告示があつた日から、生ずるものとする。

第一百三条第一項中「第一百一条第二項(当選人決定の告知)」の下に「又は第一百一条の二第二項(名簿届出政党等に係る当選人の数及び当選人の決定の告知)」を加え、同条第二項中「又は第一百十二条」を「第九十七条の二(名簿届出政党等に係る当選人の繰上補充)又は第一百十二条」に、「第一百一条第二項」を「第一百一条第二項又は第一百一条の二第二項」に、「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改め、同条第四項中「又は第一百十二条」を「第九十七条の二又は第一百十二条」に、「又は

推薦届出のあつたものであるとき」を「若しくは推薦届出のあつたものであるとき又は第八十六条の二(名簿による立候補の届出等)第一項及び第七項の規定による届出に係る名簿登載者であるとき」に、「公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合」を「公務員となつた候補者の取扱ひ」に、「第一百一条第二項」を「第一百一条第二項又は第一百一条の二第二項」に、「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に、「辞したものとみなし」を「辞したものとみなし、若しくはその公職の候補者たる名簿登載者でなくなり」に改める。

第九十五条の見出し中「附与」を「付与」に改め、同条第一項中「除く外」を「除くほか」に、「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に、「(当選を(当選等)に、(附与を付与)に改め、同条第二項及び第三項中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に、「附与」を「付与」に改める。

第一百六条及び第七十七条中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

第一百八条第一項中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に、「左の」を「次の」に改め、同条第二項中「附与」を「付与」に改める。

第九十九条の見出し中「参議院地方選出議員」を「参議院選挙区選出議員」に改め、同条中「参議院(地方選出)議員」を「参議院選挙区選出議員」に、「申立て」を「申立て」に改める。

第一百十条の見出し中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改め、同条第一項中「参議院(全国選出)議員」を「参議院(比例代表選出)議員」に、「及び第九十八条」を「第九十七条の二(名簿届出政党等に係る当選人の繰上補充)及び第九十八条」に、「当選人の決定」を「当選人の決定等」に、「除く外」を「除くほか」に、「左の」を「次の」に、「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改め、同項第二号中「但し」を「ただし」に改め、同条第五項中「第三項第二号」を「第四項第二号」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同

2 参議院比例代表選出議員の欠員が生じた場合において、当該議員に係る名簿の名簿登載者で当選人とならなかったものがあるときは、選挙会を開き、その者の中から、その名簿における

第百十五條第一項中「左の」を「次の」に、「全國選出議員又は地方選出議員」を「比例代表選出議員又は選挙区選出議員」に改め、同条第五項中「又はは」を「若しくは」に改め、第九十七條の二（名簿届出政党等に係る当選人の繰上補充）又は第百十二條に、「その選挙において選挙された在任期間の短い議員又はその当選人があるときは、その者の中から」を「比例代表選出議員の選挙にあつては当該議員又は当選人に係る名簿の名簿登載者で在任期間の短い議員又はその当選人があるときはその

者の中からその名簿における当選人となるべき順位に従ひ、選挙区選出議員の選挙にあつてはその選挙において選挙された在任期間の短い議員又はその当選人があるときはその者の中から、」に改

4 在任期間を異にする参議院(比例代表選出)議員について選挙を合併して行つた場合においては、各名簿届出政党等の届出に係る名簿登載者のうち、それらの者の間における当選人となるべき順位に従い、前二項の規定により定められた当該名簿届出政党等に係る在任期間の長い議員の選挙の当選人の数に相当する数の名簿登載者を、在任期間の長い議員の選挙の当選人とする。

第二百二十九条中「又は」を「若しくは」に改め、
「公職の候補者の届出」の下に「又は第八十六条の

第百三十四條第一項中「第百三十條第一項（選舉事務所の設置者）」を第百三十條（選舉事務所の設置）第一項若しくは第二項に、「參議院全國選出議員」を「參議院比例代表選出議員」に改める。

第百三十八條の三中「公職に就くべき者」の下に「（參議院比例代表選出議員の選舉にあつては、政党その他の政治団体に係る公職に就くべき者又はその數）を加える。

第百三十九條ただし書中、ただし、選挙運動を「ただし、参議院(比例代表選出)議員の選挙以外以外の選挙において、選挙運動」に改める。

第百四十條の二第一項ただし書中「但し、演説会場」を「ただし、参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙において、演説会場」に改める。

第四百四十一條第一項中「主として」を「参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、主として」に、「左の各号に規定するものの外は」を「自動車(その構造上宣伝を主たる目的とするものを除く。一)又は船舶(一隻及び拡声機「二」のほかに「三」に、「但し」を「ただし」に、「一」を「二」に改め、同項各号を削り、同条第四項中「参議院議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 参議院(比例代表選出)議員の選挙においては、自動車、拡声機及び船舶は、主として選挙運動のために使用することはできない。

第四百四十一條の二第二項中「公職の候補者」の下に「(参議院比例代表選出議員の候補者を除く。次項において同じ。)」を加え、「以下本条中同じ」を「同項において同じ」に改め、同条第二項中「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)」を削る。

第四百四十二條第一項中「選挙運動」を「参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動」に改め、同項第二号中「参議院(全国選出)議員の選挙にあつては、公職の候補者一人について、通常葉書 十二万枚、中央選挙管理会に届け出た二種類以内のビラ 三十五万枚、参議院(地方選出)議員を「参議院(選挙区選出)議員」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第一項の」を「第一項又は第二項の」に、「第四百四十三條(文書図画の掲示)」を「次条」に改め、「公職の候補者」の下に「(参議院比例代表選出議員の候補者を除く。)」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「参議院議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に、「第四項ただし書」を「第五項ただし書」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項と

し、同条第四項中「(参議院全国選出議員の選挙については、中央選挙管理会)」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 参議院(比例代表選出)議員の選挙においては、文書図画は、選挙運動のために頒布することができない。

第四百四十三條第一項中「左の各号」を「(参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては第一号、その他の選挙にあつては次の各号)に、「ものの外」を「もののほか」に改め、同項第四号の二中「参議院地方選出議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に、「同項第五号中「除く外」を「除くほか」に改め、同条第三項中「参議院(地方選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改め、同条第十四項中「参議院議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改め、「(参議院全国選出議員の選挙については、同号のボスター)」を削り、「(自動車、拡声機及び船舶の使用)第四項ただし書」を「第五項ただし書」に改め、同条第十六項中「参議院全国選出議員」を「参議院(比例代表選出)議員」に改める。

第四百四十四條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「一千二百枚」但しを「一千二百枚、ただし」に改め、同項を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項中「(参議院全国選出議員の選挙については、中央選挙管理会)」及び「(参議院全国選出議員の選挙については、中央選挙管理会又は都道府県の選挙管理委員会)」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「第一項第二号及び第三号並びに前項」を「前二項」に改める。

第四百四十四條の二第二項中「(参議院(地方選出)議員)」を「参議院(選挙区選出)議員」に改める。

第四百四十五條第一項中「参議院(全国選出)議員」を削る。

第四百四十九條第一項中「公職の候補者」を「参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙について

は、公職の候補者」に、「参議院地方選出議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改め、「参議院全国選出議員の選挙にあつては六回」を削り、同条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 参議院(比例代表選出)議員の選挙については、名簿届出政党等は、命令で定めるところにより、名簿登載者の数(二十五人を超える場合においては、二十五人とする。以下この章において同じ)に応じて命令で定める寸法で、いずれかの一新聞に、選挙運動の期間中、命令で定める回数限り、選挙に関して広告をすることができ。

第五百五十條第一項中「当該公職の候補者」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、名簿届出政党等。次項及び次条において同じ。)」を、「公益のため、その政見」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、名簿登載者の紹介を含む。以下この項において同じ。)」を加え、同条第二項中「同一時間数」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、名簿登載者の数に応じて政令で定める時間数)」を加え、同条第三項中「参議院(全国選出)議員の選挙における公職の候補者」を「参議院(比例代表選出)議員の選挙における名簿届出政党等」に改める。

第五百五十條の二中「他人の」を「他人若しくは他の政党その他の政治団体の」に、「そこなう」を「損なう」に改める。

第五百五十一條第一項中「参議院議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改め、同条第三項中「参議院議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に、「行なう」を「行う」に改める。

第五百五十二條中「(参議院(地方選出)議員)」を「参議院(選挙区選出)議員」に改める。

第六百六十一條第一項中「公職の候補者」の下に「(参議院比例代表選出議員の候補者を除く。次条

から第六百六十四條の三までにおいて同じ。)」を加え、「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「前各号の外」を「前二号のほか」に改める。

第六百六十四條の二第二項中「(参議院(地方選出)議員)」を「参議院(選挙区選出)議員」に改める。

第六百六十四條の五第一項中「選挙運動」を「参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動」に、「駐り、第二項」を「とどまり、第三項」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「(参議院全国選出議員の場合にあつては十五)」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「予め」を「あらかじめ」に改め、「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 参議院(比例代表選出)議員の選挙においては、選挙運動のためにする街頭演説は、これを行ふことができない。

第六百六十四條の七を削る。

第六百六十四條の八第一項中「第六百六十四條の五」を「第六百六十四條の五第一項」に、「第六百六十一條」を「第六百六十一條第一項」に改め、「(参議院全国選出議員の場合にあつては、その候補者一人について「都道府県」とに)」を削り、同条第二項中「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)」を削り、同条を第六百六十四條の七とする。

第六百六十七條第一項中「参議院議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に、「因る」を「よる」に、「参議院(地方選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 参議院(比例代表選出)議員の選挙においては、都道府県の選挙管理委員会、名簿届出政党等の名称及び略称、政見、名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等を掲載した選挙公報を、選挙(選挙の一部無効による再選挙を除く。)ごとに、一回発行しなければなら

ない。

第百六十八条第一項中「公職の候補者」を「衆議院議員、参議院(選挙区選出)議員及び都道府県知事の選挙において公職の候補者」に、「参議院地方選出議員」を「参議院選挙区選出議員」に改め、「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)を削り、同条第四項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「参議院(地方選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に、「参議院(全国選出)議員」の選挙にあつては字數六百」を「参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては名簿登載者の數に應じて命令で定める字數」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 参議院(比例代表選出)議員の選挙において名簿届出政等が選挙公報にその名称及び略称、政見、名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を具し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から四日間に、中央選挙管理会に、文書で申請しなければならない。

第百六十九条第一項中「参議院(全国選出)議員」を「参議院(比例代表選出)議員」に、「前条第一項」を「前条第二項」に、「前条第二項」を「同条第三項」に、「写」を「写し」に改め、同条第二項中「写」を「写し」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、参議院(比例代表選出)議員の選挙については、名簿登載者の數に應じて命令で定める寸法により掲載するものとする。

第百六十九条第三項中「全国選出議員の候補者の」を「比例代表選出議員の選挙に係る」に、「地方選出議員の候補者の」を「選挙区選出議員の選挙に係る」に改め、同条第四項中「一の用紙に二人以上の公職の候補者の氏名、経歴、政見、写真等」を「衆議院議員、参議院(選挙区選出)議員及び都道府

府県知事の選挙について一の用紙に二人以上の公職の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合又は参議院(比例代表選出)議員の選挙について一の用紙に二以上の名簿届出政等の名称及び略称、政見、名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等」に改め、同条第五項中「又はその代人」を「若しくはその代人又は同条第二項の申請をした名簿届出政等の代表者若しくはその代人」に改める。

第百七十二条中「ものの外を」の「外」を「もののほか」に、「参議院(全国選出)議員」を「参議院(比例代表選出)議員」に改める。

第百七十三条及び第百七十四条を次のように改める。

第百七十三条及び第百七十四条 削除

第百七十四条の二及び第百七十五条を削る。

第百七十五条の二第一項中「投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に、公職の候補者」を「参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所に名簿届出政等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位等の記載をする場所その他適当な箇所に公職の候補者の記載をする場所その他適当な箇所に公職の候補者」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「参議院(全国選出)議員の選挙にあつては第百七十四条第一項(氏名等の掲載の順序)の規定により定められた順序により」を「参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては、いずれの掲示の掲載の順序も同一となるように、都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに」に改め、同条第三項を次のように改め、同条を第百七十五条とする。

3 公職の候補者(参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては、名簿届出政等の代表者)又はその代人は、前項のくじに立ち会ふことができる。

第百七十六条中「参議院(地方選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改め、同条後段(各号を含む)を削る。

第百七十七条第一項中「同条第四項」を「同条第五項」に改め、「若しくは片道普通乗車券」を削り、同条第二項中「及び第二項」を「及び第三項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、「若しくは片道普通乗車券」を削る。

第十三章中第百七十八条の二の次に次の一條を加える。

(参議院議員の選挙における選挙運動の態様)

第百七十八条の三 参議院議員の選挙においては、比例代表選出議員の選挙に係る選挙運動の制限に関するこの章の規定は、選挙区選出議員の選挙に係る選挙運動が、この法律において許される態様において比例代表選出議員の選挙に係る選挙運動にわたることを妨げるものではない。

第百七十九条の次に次の一條を加える。

(適用除外)

第百七十九条の二 次条から第百九十七条の二までの規定は、参議院(比例代表選出)議員の選挙については、適用がないものとする。

第百八十条第三項中「(参議院(全国選出)議員の選挙については中央選挙管理会)」を削る。

第百八十一条第一項中「添附して、左の」を「添付して、次の」に改め、「(参議院(全国選出)議員の選挙については中央選挙管理会)」を削る。

第百九十二条第一項中「(参議院(全国選出)議員の選挙については中央選挙管理会)」を削り、同条第二項中「中央選挙管理会にあつては官報により」を削り、「予め」を「あらかじめ」に、「周知させ易い」を「周知させやすい」に改め、同条第三項中「又は中央選挙管理会」を削り、同条第四項中「(参議院(全国選出)議員については自治省令)」を削る。

第百九十三条中「中央選挙管理会」を削る。

第百九十四条第一項中「公職の候補者一人につき、参議院(全国選出)議員の選挙にあつては政令で定める額を、その他の選挙にあつては」を「参議院

院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、公職の候補者一人につき、「に、こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「(参議院(地方選出)議員)」を「参議院(選挙区選出)議員」に改める。

第百九十六条中「(参議院(全国選出)議員の選挙については中央選挙管理会)」を削る。

第百九十七条の二第一項中「(参議院(全国選出)議員の選挙については中央選挙管理会)」を削り、同条第二項中「自動車、拡声機及び船舶の使用」の下に「第一項」を加え、「(参議院(全国選出)議員の選挙については中央選挙管理会)」を削り、同条第三項中「(参議院(全国選出)議員の選挙については中央選挙管理会)」を削る。

第百九十九条の五第四項中「本条」を「この条」に改め、同項第三号中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「行なう」を「行う」に、「参議院(全国選出)議員」を「参議院(比例代表選出)議員」に改める。

第十四章の二の章名中「参議院議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改める。

第二百一条の二中「参議院議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に、「本章」を「この章」に、「よる外」を「よるほか」に改める。

第二百一条の四第一項中「参議院議員の選挙を」を「参議院(選挙区選出)議員の選挙」に改め、「(参議院(全国選出)議員の候補者にあつては、全都道府県の区域)」を削り、同条第二項中「(参議院(全国選出)議員の選挙にあつては、中央選挙管理会)」を削り、同条第四項中「又は中央選挙管理会」を削る。

第二百一条の六第一項ただし書中「当該選挙において」を「名簿届出政等であり又は当該選挙において」に改め、同項第三号中「所属候補者」の下に「(名簿登載者を含む。第四号において同じ。)」を加え、同項第四号中「こえる」を「超える」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「所属候補者」とあるのは、「当該名簿届出政等又は所属候補者」と読み替へるものとする。

第二百一条の七第二項中「同項但書」を「同項た

九八二

（当該候補者とならうとする者及び同法第三条に規定する公職にある者を含む。）は、この法律による改正後の政治資金規正法第三条第四項の公職の候補者に含まれるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為及び附則第十二条においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院提出、第九十五回国会参法第一号)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、現行の参議院議員の選挙制度を、各政党の得票数に比例して選出される比例代表選出議員の選挙及び都道府県を単位とする選挙区ごとに選出される選挙区選出議員の選挙から成る参議院議員の選挙制度に改めようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 比例代表選出議員の選挙

(一) 候補者名簿等

(1) 候補者名簿(以下「名簿」という。)は、次のいずれかに該当する政党その他の政治団体に限り届け出ることができるものとする。

ア 五人以上の所属の国会議員を有すること。

イ 直近の衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙における比例代表選出議員選挙若しくは選挙区選出議員選挙において、全有効投票の四パーセント以上の得票を得たものであること。

ウ 十人以上の所属の比例代表選出議員候補者及び選挙区選出議員候補者を有すること。

(2) 名簿の作成及び名簿登載者

① 比例代表選出議員の候補者として名簿に記載される者(以下「名簿登載者」という。)となることのできる者は、参議院議員の被選挙権を有し、かつ、当

該政党その他の政治団体に所属する者(推薦する者を含む。以下同じ。)に限るものとする。

② 名簿登載者の選定及びその順位の決定は、当該政党その他の政治団体が任意に行うこととするが、政党その他の政治団体は、名簿登載者の選定機関の名称等を、当該名簿の届出と同時に、選挙長に届け出るものとする。

③ 名簿に記載できる者の数は、当該選挙において選挙すべき議員の数以内とするものとする。

④ 名簿登載者が除名、離党その他の事由により当該名簿を届け出た政党その他の政治団体(以下「名簿届出政党等」という。)に所属する者でなくなつた旨の届出があつたときは、その者は、名簿登載者でなくなるものとする。

⑤ 死亡等により名簿登載者でなくなつた者の数が名簿の届出のときにおける名簿登載者の数の四分の一を超えるに至つたときは、当該名簿届出政党等は、当該選挙の期日前十日までの間に、名簿登載者の補充の届出をすることができるとする。

(3) 政党その他の政治団体の名称に関する告示制度等

① (1)のイ又はイに該当する政党その他の政治団体の名称(一)の略称を含む。以下同じ。)を同一・類似名称から保護するため、当該政党その他の政治団体の名称の告示の制度を設けるものとする。

② ①で告示された政党その他の政治団体の名称と同一の名称又はそれと類似する名称を、当該選挙において、他の政党その他の政治団体は使用することができないものとする。

(4) 供託金

① すべての選挙に係る供託金の額を現行の二倍に引き上げるものとする。

② 比例代表選出議員選挙における供託金

名簿を届け出ようとする政党その他の政治団体は、一人当たりの供託金の額(四百万円)に名簿登載者の数を乗じて得た額を供託しなければならないものとし、名簿届出政党等の当選人の数の二を乗じて得た数が当該名簿登載者の数に達しないときは、四百万円にこれらの数の差に相当する数を乗じて得た額の供託金は、没収するものとする。

投票

(1) 選挙人は、比例代表選出議員選挙及び選挙区選出議員選挙ごとに、それぞれ一票を投票するものとする。

(2) 比例代表選出議員選挙における投票は、名簿届出政党等の名称を記載して行うものとする。

(三) 当選人

(1) 各名簿届出政党等の得票数に基づき、ドント式により、各名簿届出政党等の当選人の数を定めるものとする。

(2) 名簿における当選人となるべき順位に従い、当該名簿届出政党等の当選人の数に相当する順位までの名簿登載者を当選人とするものとする。

四 繰上補充

比例代表選出議員に欠員を生じた場合には、当該名簿の下位順位にある名簿登載者を繰り上げるものとする。

(四) 特別選挙

(1) 繰上補充をしてもなお比例代表選出議員に欠員を生じ、その欠員の数が在任期間を同じくする議員の定数の四分の一を超える場合には、補欠選挙を行うものとする。

(2) 議員の欠員の数が(1)の場合に該当しなくても、在任期間を異にする比例代表選出議員の選挙が行われるときは、その選挙と合併して補欠選挙を行うものとする。

選挙運動

(1) 名簿届出政党等の選挙事務所は、都道府県ごとに、一箇所とするものとする。

(2) 名簿届出政党等は、名簿登載者の数(二十五人を超える場合においては、二十五人とする。)に応じて定められた範囲内において、新聞広告、ラジオ・テレビの政見放送及び選挙公報による選挙運動を行うものとする。

(3) 選挙区選出議員の選挙に係る選挙運動が、公職選挙法において許される態様において比例代表選出議員の選挙に係る選挙運動にわたることを妨げないものとする。

(四) 確認団体

(1) 名簿届出政党等は、確認団体となるものとする。

(2) 名簿届出政党等は、確認団体の政治活動として認められるポスター及びビラを、当該名簿届出政党等の選挙運動のために、使用することができるものとする。また、確認団体の政治活動として認められる政談演説会及び街頭政談演説において、当該名簿届出政党等の選挙運動のための演説をすることができるとする。

(六) 罰則

(1) 名簿登載者の選定権限の行使に関し、請託を受けて財産上の利益を受受、要求若しくは約束した者又は財産上の利益を供与した者について罰則を設けるものとする。

(2) 連座制は、適用がないものとする。

選挙区選出議員の選挙

現行の地方区の選挙の例によるものとする

昭和五十七年八月十八日 衆議院會議録第三十三号

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行し、改正後の公職選挙法の規定は、施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙(昭和五十八年施行)から適用するものとする。

二 議案の可決理由

参議院全国選出議員の選挙の現状及び我が国における政党政治の進展の状況にかんがみ、現行の参議院議員の選挙制度を、各政党の得票数に比例して選出される比例代表選出議員の選挙及び都道府県を単位とする選挙区ごとに選出される選挙区選出議員の選挙から成る参議院議員の選挙制度に改めようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して、日本共産党安藤巖君から、拘束名簿式比例代表制を導入するが、名簿届出政党等の資格要件の不設定、個人立候補制の存置、現行の選挙運動方法の保障を図ること等を内容とする修正案が、新自由クラブ・民主連合小杉隆君から、比例代表選出議員の選挙について、名簿届出政党等の要件の緩和、選挙運動の拡充、議員定数の削減を図るほか、選挙区選出議員の定数を是正すること等を内容とする修正案が提出されたが、いずれも否決された。また、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十七年八月十七日

公職選挙法改正に関する調査特別委員長 久野 忠治

衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

選挙制度の持つ特性にかんがみ、当委員会における審議並びに公述人及び参考人の意見をも反映

公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案

九八四

し、妥当と認められる事項については、速やかに所要の措置をとるものとする。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和五十七年八月十八日

提出者

災害対策特別委員長 川俣健二郎

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律

(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部改正)

第一条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項第一号中「百六十万円」を「二百万円」に、「二百八十万円」を「三百五十万円」に、「四百万円」を「五百万円」に、「二千万円」を「二千五百万円」に、「四千万円」を「五千万円」に改め、同条第八項中「二千万円」を「二千五百万円」に、「四千万円」を「五千万円」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第二条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「激甚災害」を「激甚災害」に、「百六十万円」を「二百万円」に、「二百八十万円」を「三百五十万円」に、「四百万円」を「五百万円」に、「二千万円」を「二千五百万円」に、「四千万円」を「五千万円」に、「六千万円」を「七千万円」に改め、同条第十五条第一項中「八百万円」を「千万円」に、「二千四百万円」を「三千万円」に、「激甚災害」を「激甚災害」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二条第四項第一号及び第八項並びに第二条の規定による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第八条及び第十五条第一項の規定は、昭和五十七年七月五日以後に発生した天災又は災害につき適用する。

理由

農林漁業者、中小企業者等の災害による資金需要の増大に対処するため、これらの者に貸し付ける資金の貸付限度額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和五十八年度において約六千二百万円の見込みである。

衆議院會議録第三十一号中正誤

九三 四 二各提出 二名提出

発行所 東京都港区虎ノ門二丁目二番四号 大蔵省印刷局 電話 東京 五三 四二六六 定価一部 一一〇円